

マイナンバー制度 10年を問う集会

- 2026年1月17日（土曜日）14時から16時30分まで
 - 東京・後楽園 文京区民センター 3-A 会議室

所在地 東京都文京区本郷 4-15-14

都営地下鉄 大江戸線・三田線「春日駅」A2出口すぐ
東京メトロ 南北線「後楽園駅」6番出口徒歩5分
東京メトロ 丸ノ内線「後楽園駅」4b出口徒歩5分
JR中央・総武線各駅停車「水道橋駅」東口徒歩15分

 - 参加費 500円

An illustration of an orange tabby cat with a white patch on its chest. The cat is looking towards the right. A speech bubble on the right side contains the Japanese text: 錦はつけない それがねこの プライドだ なぜ 名前も住所もあるせ ふん (Nishiki wa tsuke nai, sore ga neko no praido da, wase namae mo zyoso mo aru se, fūn). The text is written in a stylized font, with 'ふん' (fūn) in red.

2015年10月5日、アベ政権は日本で暮らす住民に個人番号（マイナンバー）を一斉付番して通知を開始。2016年1月からはマイナンバーカードの交付を始めました。

この間マイナ保険証問題の攻防に耳目が集まっていますが、それにとどまらず、市民監視のもっとも基幹的なツールとしてのマイナンバー制度の10年を振り返り、今後いかに取り組んでいくべきか話し合います。



- **主催 共通番号いらないネット**
(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)
Tel. 080-5052-0270 (宮崎)
<http://www.bango-iranai.net/>
※詳細情報ページへアクセス →
(last updated on 2025-12-01 ver1.3)

2026.1.17 東京・文京区民センター
マイナンバー制度 10年を問う集会
主催・共通番号いらないネット

会場配布資料 もくじ

- 1) 表紙：事前に配布したチラシ
- 2) 集会決議
政府は問題だらけのマイナンバー制度 10年を見直し
マイナンバーカードの押し付け政策を直ちにやめろ
- 4) 原田さん資料
マイナンバー制度との10年の闘いをふりかえり今後を考える
- 5) 原田さん年表
マイナンバー制度の動きと私たちの闘い 2015年～2025年
- 6) 吉田章さんスライド
マイナ保険証とマイナンバー制度
- 7) 吉田章さんスライド（補足）
補足編：誰がマイナ保険証を望んでいるのか
- 8) としまるさんレジュメ
監視社会とマイナンバー制度
- 9) 西邑亨さんメモ-1
マイナンバーカードと在留カードの「統合」について
- 10) 西邑亨さんメモ-2
YouTube 上でのビデオ公開についての簡単な報告

政府は問題だらけのマイナンバー制度10年を直視し マイナンバーカードの押し付け政策を直ちにやめろ！（案）

2016年1月1日に運用を開始したマイナンバー制度は、トラブルと失敗の連続だった。

2015年10月5日にはじまった番号通知では多くの未送達が発生し、マイナンバーカード交付の大幅な遅れなどトラブルが相次ぎ、情報提供ネットワークシステムやマイナポータルの低調な利用が指摘され、マイナンバー制度に対する世論の「期待」はしぼんでいった。

2017年には総務省が自治体の反対を押し切って住民税の特別徴収税額通知書にマイナンバーの記載を強行したため、多くの漏えいが発生し総務省は翌年度の記載中止に追い込まれた。

2018年には日本年金機構の違法再委託が発覚し、年金事務の情報連携が停止した。当初、番号法違反の違法再委託を漏えいではないとしていた個人情報保護委員会は、その後国税庁や自治体から違法再委託により税情報が大量流出して、やっと違法再委託を漏えいと認め対応するなど、個人情報保護措置の不備も露になった。

2019年に政府は、所持が義務ではないマイナンバーカードを2023年3月までに全住民に所持させるという矛盾した方針を決め、デジタル大臣も「邪道」と述べた2兆円の予算をかけたマイナポイントによる所持の利益誘導や、公務員や業界団体への所持の強要などを行ってきた。

それでも目標達成は困難とみるや2022年10月13日に、それまでの閣議決定を突如覆しデジタル大臣の記者会見によって、2024年秋に健康保険証を廃止しマイナ保険証に一本化するという、医療を人質にとったマイナンバーカードの普及策を表明し、強引にマイナ保険証を推進した。

しかしそれは医療現場にさまざまなトラブルを引き起し、患者からは不便でプライバシーが心配なマイナ保険証の利用を敬遠され、マイナ保険証の利用率は低迷している。さらに2023年にはマイナンバーと保険証の番号とのひも付け誤りという重大な制度の構造的欠陥が表面化し、デジタル・厚労・総務大臣の一斉謝罪とマイナンバー情報総点検に至った。結局マイナンバーカードの普及率は、2023年3月で67%、現時点でも8割にとどまり目標達成は失敗した。

2020年からの新型コロナ流行では、マイナンバーカードで電子申請すると特別定額給付金の支給が遅れるなど、マイナンバー制度の利用にこだわるとかえって対策が円滑に進まないことが明らかになった。しかし政府はコロナ流行を絶好の好機としてデジタル化を一気に進めようと2021年9月デジタル庁を設置し、IT企業の意を受けて自治体の個人情報保護条例廃止など個人情報の共有と利活用の仕組みづくりを進めている。政府のいうマイナンバー制度のメリットは誇大宣伝が多いばかりか、費用対効果をまともに示すこともできていない。

2023年6月に政府は番号法を改正し、マイナンバーの利用事務を税・社会保障・災害の3分野以外に拡大するとともに、番号法に準じていると政府が判断すれば利用や提供を可能にした。しかしその直前の3月9日に最高裁は、利用が3分野に限定され利用・提供事務が法律で制限されていること等を合憲理由とする判決をくだしており、改正番号法の合憲性は認められていない。

その最高裁は、自己情報コントロール権を憲法13条の権利と認めずにマイナンバー訴訟原告の訴えを退けている。マイナンバー制度の開始時に掲げられた「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」の実現という目的を、最高裁と政府は反故にしている。

私たちは、マイナンバー制度の真の目的は市民に対する管理や監視の日常化と精緻化であり、プライバシーを侵害し、不公平の解決にもならず、現場や市民に新たな負担を強いるものだと10年間訴えてきた。今、私たちはこの訴えが正しかったことを確認できる。

政府はマイナンバーの利用拡大とマイナンバーカード押し付けをやめ、健康保険証を続けろ！

2026.1.17 「マイナンバー制度10年を問う集会」 参加者一同

マイナンバー制度との10年の闘いをふりかえり今後を考える

[1]マイナンバー制度10年間と闘い

1) 闘いの開始時におけるマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とその問題

2015.10.5マイナンバー通知→2016.1運用・マイナカード交付開始

2015.2~いらないネット、2015.8~マイナンバー制度反対連絡会

2015.12違憲差止訴訟提訴 <http://www.bango-iranai.net/suit/suitInfoList.php>

マイナンバー制度はどのようなものとして説明されていたか(2010.6「社会保障・税番号大綱」)

●仕組み <コアなシステム>

(1)付番(個人識別子)=マイナンバー(見える番号)と(見えない)情報連携用符号

(2)情報連携=情報提供ネットワークシステム
新設、公益提供(刑事事件検査等)

(3)なりすまし防止のための本人確認=マイナンバーカード新設と番号記入時の提示義務

(4)個人情報保護措置=マイナポータル、個人情報保護委員会、特定個人情報保護評価等

●実現すべき5つの社会

①より公平・公正な社会 ②社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会

③行政に過誤や無駄のない社会 ④国民にとって利便性の高い社会

⑤国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を提供」

●目玉…給付付き税額控除、総合合算制度（医療・介護・保育・障害の自己負担に上限）

私たちが問題とした視点…・基本的人権を侵害するシステム、利便性・効率性も疑問

- ・マイナンバーによる官民、警察等、不正利用を含めた個人情報ひも付け=データマッチング
- ・情報提供NWSによる本人同意なき行政機関等の情報共有に対する自己情報コントロール権
- ・マイナカード提示や情報提供によるプライバシー侵害（性別記載、DV等被害者の危険等）
- ・情報提供NWSに提供する住民情報をJ-LISの中間サーバープラットフォームで一括管理
- ・マイナンバー制度の危険性を「防止」する個人情報保護措置は機能するか
- ・目的(公平・公正な社会、行政効率化、国民利便性向上)を実現するといえるか（費用対効果）

主な闘いの課題

・2016マイナカード発行トラブル <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=139>

・マイナンバー記入強制との闘い、カード申請しない⇒「書かない番号！持たないカード！」

2017記入強制事例の調査 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=185>

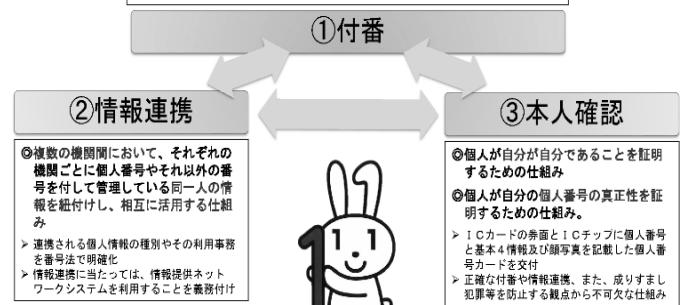
各省庁から未記入でも手続行う確認 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=112>

「書かない番号」の結果、2023ひも付け誤り発覚でマイナンバー制度の構造的問題が顕在化

・制度廃止に向けた闘い…違憲差止訴訟、利用拡大の阻止、危険性の情宣(リーフ、サイト、学習会)

◎個人に
①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
④最新の基本情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①~③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。



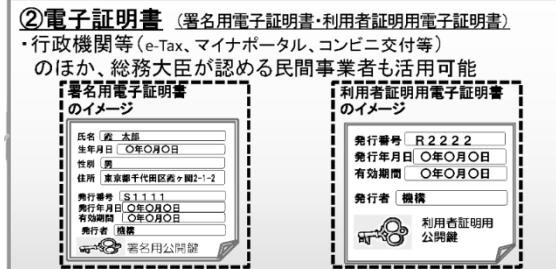
◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
▶連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
▶情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み
◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み
▶ICカードの表面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
▶正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

- ・漏洩事件に対する関係省庁への追及
 - 2015.6年金機構125万件漏洩 <http://www.bango-iranai.net/event/eventView.php?n=19>
 - 2017.5特別徴収税額通知書等誤送付 <http://www.bango-iranai.net/event/eventView.php?n=206>
 - ⇒2017.12.15に総務省は特徴税額通知書へのマイナンバー記載を中止
 - ・個人情報保護委員会への追及＝個人情報保護措置の機能不全
 - 市民からの質問には「個別の内容はお答えできない」と回答を拒否する対応
- (1) 特別徴収税額通知書の漏えい等問題についての対応
- 「制度官庁（総務省）への指導助言はできない（想定していない）」
- (2) 事業者の取得した個人番号の利用目的変更のQ & Aについて
- マイナンバーの使い回しを容易にするため？……「従来と考えは変わらない」
- (3) 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価について
- 会計検査院が「指針」からの実施遅延を指摘……委員会は「指針」を現状追認する改悪
- (4) 日本年金機構の不適正な再委託への対応について
- 2018～年金・税情報等の違法再委託 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=230>
- 個人情報保護委員会の対応 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=237>
- 当初、違法再委託を「漏えい」として扱わず⇒私たちの追及後、「漏えい事案」と認める

2) 自民党政権でマイナンバーカード（電子証明書の活用）を中心の利用拡大が進められた

- 「マイナンバー制度利活用推進ロードマップ」（自民党平井プラン）ver1:2015.5、ver2:2016.5
 - ・<コアなシステム>を基礎にマイナカードの公的個人認証（電子証明書）活用による官民情報共有
 - ・電子証明書発行（シリアル）番号を個人識別子化する新旧番号ひも付けシステム（2017.1～）
 - ・2017.9.25～自治体のマイキー・プラットフォーム（地域ポイント、図書館カード等）



- 任意取得であるマイナカードの2023年3月末全員所持化方針（2019.6.4方針⇒2021骨太方針）
 - 所持強要のためマイナポイント+マイナ保険証+公務員や業界に取得強要

マイナンバーカード交付枚数(想定)		
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

- 2019デジタル手続法 「デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ」、行政手続原則オンライン化、データ標準化、API（外部連携機能）の整備

国外転出者の公的個人認証利用、通知カード廃止、暗証番号不要の電子証明書利用

- 2019健康保険法改悪＝2021オンライン資格確認導入（電子証明書と被保険者番号のひも付け）

主な闘いの課題

- ・情報連携とマイナカード利用の分析 <http://www.bango-iranai.net/opinion/opinionView.php?n=129>
- ・マイナンバーカード所持強要との闘い <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=254>
- ・J-LIS（地方公共団体情報システム機構）の国家機関化反対
 - 2017J-LIS法改正 <http://www.bango-iranai.net/opinion/opinionView.php?n=166>
 - 2021デジタル社会形成整備法＝J-LISを国と地方自治体の共同管理法人化、国の統制強化

3) コロナ・ショックドクトリン(惨事便乗型資本主義)とデジタル庁(2021年9月)設置
コロナ後へのデジタル移行4原則 ④漸進主義ではなくショック・セラピー型で抜本的に移行する
「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」概要(令和2年7月17日)
<https://warp.ndl.go.jp/web/20220322000000/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200715/siryou8.pdf>

(1)マイナンバー制度の「抜本改善」の推進……<コアなシステム>の作り替え

デジタル・ガバメント閣僚会議マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG報告(2020.12.11)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai6/siryou2.pdf

- a.マイナポータルによる個人情報の外部提供…マイナカードによる「本人同意」要件に
- b.(規制の多い)情報提供NWSから、柔軟・簡素な公共サービスメッシュを中心に
そのための自治体基幹事務の標準化、政府と自治体システムのガバメントクラウド化
- c.電子証明書利活用推進のためスマホ化、次期個人番号カード化、デジタル庁認証アプリ等

(2)データ戦略……コロナを利用した「デジタル敗戦」キャンペーン

●2021.6「包括的データ戦略」(2021デジタル重点計画別紙)

「本戦略の目的は、データがつながることで「新たな価値を創出」すること……そのためには、データ利用者を含むステークホルダーの視点からみて、幅広いデータの集約・分析・活用が包括的・効率的・一元的に実現……」、データ駆動型社会 (Data-Driven Society)

●2025.6「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(2025デジタル重点計画)

A Iで強化される(AI-Powered)社会の実現

- ・データ共有による新たな価値や知の創造←情報の保護からデータ共有・利活用へ
- ・データ連携の基盤整備、データ標準化・機械判読化、トラスト基盤整理(2026夏)
- ・データ保有者に提供のインセンティブ(義務的アプローチ、補助金等の誘導、対価還元等)
- ・個人情報保護法見直しの方向……保護(第三者提供規制)が共有を阻害

統計作成(A I開発)や一般的汎用的分析・利用で本人同意にとらわれない在り方

安心してデータ提供させる「信頼」醸成のために「事後の規律」(課徴金、罰則等)で対応

- ・重点領域(先行分野)……医療、金融情報(資産)、教育、モビリティ(移動、交通)

主な闘いの課題

●2020.5特別定額給付金マイカード利用 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=281>

コロナ下マイナカード申請で役所窓口に殺到し三密状態に⇒郵送申請より支給遅れ中止相次ぐ
口座付番について自民・公明・維新案と高市総務大臣案の調整⇒2021預貯金口座2法④⑤へ

※自公維案「緊急時給付迅速化法案」=マイナンバーで給付名簿管理・マイナポータルへ口座情報登録

※菅官房長官「全ての預貯金口座とマイナンバーのひも付けの義務化を関係省庁で検討」(6/1)

※高市案……2段階で法案を検討していくことを表明(2020/6/9閣議後記者会見)

1) 給付のため、全国民に1人1口座のマイナンバーの付番と登録の義務づけ

2) 全口座へのマイナンバー付番は希望者に

●2021.2デジタル改革関連法 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=298>

①デジタル社会形成基本法案(I T基本法廃止)

②デジタル庁設置法案

③デジタル社会形成整備法案(個人情報保護制度の見直し、医師免許等国家資格にマイナンバー利用範囲拡大、郵便局での電子証明書の発行・更新等、本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマホ搭載、マイナカードの発行・運営体制強化)

- ④公的給付預貯金口座登録法案
 - ⑤預貯金口座管理法案（国民・維新が口座への付番義務付け修正案＝否決）
 - ⑥地方公共団体情報システム標準化法案（総務委員会で審議 ※他は内閣委員会）
- 様々な団体とともに国会前集会・議員要請・院内集会（デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク、盗聴法に反対する市民連絡会、共謀罪NO!実行委員会、デジタル改革関連法案反対連絡会、秘密保護法廃止へ実行委、総がかり行動実行委）
- 個人情報保護条例リセット反対 <http://www.bango-iranai.net/news/newsView.php?n=326>
個人情報保護条例は廃止し、個人情報保護法施行条例に（2023. 4. 1）
個別法を超える規定（本人収集原則、外部結合制限、審議会への個別事案諮問）は「許容されない」
 - 2021. 9. 1デジタル庁発足 <http://www.bango-iranai.net/event/eventView.php?n=306>

4) マイナンバーカード強制・健康保険証廃止との闘い

- (1)マイナ保険証押し付けとの闘い…マイナ保険証以外の資格確認手段を保障させる
 - 2022. 6. 7「骨太の方針2022」閣議決定
 - ・保険医療機関にオンライン資格確認の2023年4月から導入を原則として義務付け
※2023. 9. 5保険医療機関及び保険医療養担当規則改正
 - ・マイナンバーカードの保険証利用が進むよう支援等措置の見直し
 - ・2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す
 - ・オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す（加入者から申請があれば保険証は交付される）
 - 2022. 10. 13河野デジタル大臣記者会見…マイナ保険証強要＝2024秋健康保険証廃止
「マイナカード義務化できない」訴え→「資格確認書」の新設（2023. 6健保法等改正）
 - 2023春ひも付け誤りの発覚→2023. 8. 8マイナンバー情報総点検本部→資格確認書要件緩和
「当分の間」マイナ保険証ない全員に職権交付、有効期限最大5年間、利用登録解除開始
 - 2024春健康保険証廃止の省令改正パブコメに5万件超反対→10月厚労省資格確認書利用PRへ
 - 2025後期高齢者一自治体（渋谷・世田谷）で資格確認書を被保険者全員交付、自治体意見書
当面は、マイナ保険証と資格確認書との併用状態に押し返す（健康保険証継続は未実現）
医療現場（保団連等）の実態調査と市民的抵抗（利用率低迷）との連携による成果
- (2)携帯電話契約・口座開設の本人確認書類…マイナカード等に限定させず代替手段の保障を
2024. 6犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るための総合対策」＝マイナカード一本化？
非対面＝公的個人認証に原則一本化、対面＝マイナカード等のICチップの読み取り義務化
2024. 9. 26総務省（デジタル庁、警察庁）ヒアリング＝「非電子的な確認方法」も残す
例：口座偽造・改ざん対策された本人確認書類（住民票の写し等）+転送不要郵便物等
- (3)マイナンバーカード利用のみに行政サービスやデジタルポイント提供への抵抗
 - ・マイナポイント 第1弾(5000p)2020. 7～、第2弾(20000p)2022. 6～⇒カード保有率上昇
 - ・2022. 12岡山県備前市：マイナカード全世帯分取得条件に保育料・学校給食無償化→撤回
 - ・2022. 4前橋市：マイタク制度（高齢者等タクシーブラフ）のマイカード一本化→2025. 7紙利用券復活
 - ・京都市：「お米券」の代わりにマイナカード利用で5000円分地域ポイント（2025/12/22）
 - ・仙台市：物価高騰対策でマイナカード利用の3000地域ポイント一支出差止の住民監査請求（1/7）
 - ・東京都…マイナカード利用の「東京アプリ」で11000ポイント（2026～）

[2] 現状の評価と今後の課題

1) 危険なマイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」にさせない

- ・「2019. 6. 9方針＝2023年3月までにほぼ全住民所持」を(市民の力で)失敗に追い込んだ
マイナカード…2023年3月末交付率67. 0%、2025年11月末保有率80. 3%
マイナポイントの利益誘導やマイナ保険証押し付けでマイナカードに疑問広がる
マイナカード「義務化」を法制度としては阻止している
- ・保有率が8割を超え、就労や民間手続でマイナカード提示・利用圧力が強まっている
携帯電話、バイト・スポット雇用、酒たばこのコンビニ等販売の年齢確認……

マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

【令和7年12月14日（日）時点】

【申請・交付】直近の1日当たり平均件数の動向

	1日当たり平均 (直近1週間12/8～12/14)	1日当たり平均 (11月)	1日当たり平均 (10月)	1日当たり平均 (9月)	1日当たり平均 (8月)
申請受付件数	60, 419	67, 289	60, 709	52, 882	54, 158
交付実施済数	68, 542	54, 638	53, 529	50, 034	48, 884

【保有】月末時点の件数及び人口に対する割合(保有率)の推移

	【参考】 12月3日時点	11月末	10月末	9月末	8月末
保有枚数(※1)	100, 029, 804	99, 932, 388	99, 477, 291	99, 080, 040	98, 814, 560
人口に対する割合 (保有率)(※2)	80. 3%	80. 3%	79. 9%	79. 6%	79. 4%

【マイナ保険証利用率】

- 11月 18. 52%
- 12月 25. 42%
- 1月 25. 42%
- 2月 26. 62%
- 3月 27. 26%
- 4月 28. 65%
- 5月 29. 30%
- 6月 30. 64%
- 7月 31. 43%
- 8月 34. 32% (+2. 89%)
- 9月 35. 62% (+1. 3%)
- 10月 37. 14% (+1. 52%)
- 11月 39. 24% (+2. 1%)

【マイナ保険証利用登録解除】

2024. 11～2025. 11 計 230, 616件

【マイナ保険証月別利用登録件数】

- 7月 503, 224件
 - 8月 631, 307件
 - 9月 576, 899件
 - 10月 751, 977件
 - 11月 1, 425, 067件
- ※12月末に利用登録件数9, 000万件超え
マイナカード保有枚数に対し約9割
人口比登録率は約73%
(1/9松本デジタル大臣記者会見)

- ・次期個人番号カードへの移行（2026年から2028年に延期＝「デジタル重点計画2025」）

2024. 3. 18 「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」
券面……性別を記載せず(ICチップに)、生年月日を和暦から西暦に、等
電子証明書……強固な暗号方式に移行、有効期間を5年から10年に延長
その他……暗証番号を4つから2つに、更新申請を1年前から、等

- * 課題：どのようにマイナンバーカード以外の本人確認手段を保障していくか
- * 課題：健康保険証の存続、（マイナ保険証以外の資格確認手段との併用の制度化）
- * 課題：「番号法でマイナカードは義務ではない」に依存しない反対運動＝危険性の検討・周知
- * 課題：EUのデジタルID（eIDAS2.0）など「自己主権型ID」の動きの検討・評価

2) 自分の意思に反した個人情報のひも付け・利用をさせない（情報自己決定権）

(1) 準公共分野（医療健康介護・教育・こども等）で広がる個人情報共有・利用

① 医療・・・マイナ保険証⇒医療DX⇒全国医療情報プラットフォーム

その法的根拠として2025.12医療法等改正

本人同意なき電子カルテ情報の共有を法律に位置づけ⇒2030年末電子カルテ普及率100%

医療・介護など公的DBから本人同意なく連結分析可能な「仮名加工医療情報」新設

社会保険診療報酬支払基金の、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」への改組

2027年国会に向けて医療情報共有を検討「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」

※個人情報保護法の（3年毎）見直しと合わせ検討⇒2026.1.9個情委で方針案⇒次期国会に法改正

資料1-2

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針（案） 概要

- 令和2年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第10条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、今般、個人情報保護法について、本人関与に係る規律等の見直しとあわせて規律遵守の実効性を確保するための規律を一括的に整備するなど、全体としてバランスの取れた形での改正を行う。

制度改正方針

適正なデータ利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。 ※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。 目的的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、 ・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。 ・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。 ・学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。
	<ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。 データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。
対応した規律に適切に	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。
用等不適正防止	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も处罚対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利得等に相当する額の課徴金の納付を命ぜることとする。
確保規律遵守のための実効性	<p>※その他、漏えい等報告の合理化、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携について検討。</p>

② 教育・・・2022.1.7教育データ利活用ロードマップ⇒2025.6.13教育DXロードマップ

組織・分野・教育段階を超えたタテとヨコの官民情報連携（ひも付け識別子は検討中）

教育分野の認証基盤の在り方に関する検討会とりまとめ（2025.5.30）

個人認証は公的個人認証（マイナカード電子証明書）の本人同意機能を活用

③ こども（こども家庭庁2023.4発足）

- ・乳幼児健診のマイナンバー連携（2020）→母子保健DX=電子版母子健康手帳の原則化（2026～）
- ・こども情報の網羅的収集とAI利用によるプッシュ型支援・虐待防止構想の見送り（2025.3）

- (2) 複雑化する(法的規制なき)個人情報のひも付け・利用・提供⇒わかりにくくなつた
- ・当初は、ひも付けの識別子はマイナンバー(個人番号)と(情報連携用)符号
 - ・電子証明書発行番号と業務ID(個人単位被保険者番号、マイキーID、顧客ID等)のひも付け
公的個人認証ではJ-LISに電子証明書の有効性確認(phone home)→J-LISに照会記録残る
政府認証アプリによる公的個人認証照会履歴のデジタル庁への蓄積(2024国会で審議)
 - ・公共服务メッシュ、標準化、ガバメントクラウド、ベースレジストリ等
規制が多く利用低調な情報提供NWSから「柔軟かつ簡素な」情報連携へ
 - ・情報ハブ化したマイナポータルからマイカードを使った「同意」によりAPIで民間に情報提供
- *課題:マイナンバー制度のさまざまな社会分野への利用の広がりに応じた運動のつながり
- *課題:電子証明書利用・公的個人認証の法規制
- *課題:「情報自己決定権」「アナログ生活を求める権利」「情報システムに接続されない権利」
※「今後、「デジタル化」に取り組むに際しては、これらの「デジタル化」に対する不安やためらいが一定程度存在していることを念頭に置かなければならない。」(2024.6.21「デジタル重点計画」7頁)
※平前デジタル大臣「デジタル化は進めてまいりますが、アナログに残った人も全体のデジタル化の利益をちゃんと裨益できるように、全体で設計をしていきたい」(2025.4.17衆院地コデジ委)

3) マイナンバー制度の<悪用>をさせない

- (1) 2023年法改正①マイナンバー(個人番号)の3分野以外の行政事務に利用範囲拡大
追加事務:国家資格等マイナンバー管理の拡大、外国人の在留資格の許可に関する事務
2025年番号法改正での利用事務拡大
国家資格等マイナンバー管理の技術系資格への拡大
⇒有事の際の徴用(徴兵)?、国家資格ある者の監視(適性評価?、犯罪歴?)
出入国在留管理庁長官による出入国や在留管理に関する事務を追加
⇒「不法外国人」情報の社会保障等の連携・資格剥奪・送還?
武力攻撃事態等における国民の保護(避難住民誘導、被災者救援、安否情報収集提供)
⇒南西諸島の軍事基地化とともに「住民避難」の迅速化・効率化を視野に?

(2) 2023年法改正②マイナンバーの利用・情報提供の規定の緩和

- ・番号法別表第1(利用事務)に「準ずる事務」(事務の性質が同一の事務)を利用可能に
- ・情報連携事務(別表第2)を廃止し、利用事務は主務省令に規定して連携可能に
- ・準法定事務の主務省令内容(2024年5月24日公布)
従来、自治体独自条例で利用されていた事務⇒自治体の裁量権を奪うのが目的?

※2023.3.9最高裁判決(仙台・九州・名古屋訴訟)

- ・利用範囲が社会保障・税・災害対策に限定され、提供を制限列挙した例外事由に該当する場合にのみ認めていることなどを理由に、合憲と判決……改正番号法は合憲か?
- ・判決理由では、特定個人情報には秘匿性の高い情報が多数含まれ、理論上は対象者識別機能を有する個人番号を利用して情報の集約・突合や個人の分析をすることが可能であり、法制度やシステム次第では情報の芋づる式流出や不当なデータマッチングなど具体的な危険が生じ得ると認めつつ、利用や提供の厳格な規制などによってその危険性は極めて低いと判断
- ・最高裁判決後、東京・神奈川控訴審で番号法改正やひも付けトラブル発生を受けて弁論再開を求めたが、再開されずに上告棄却・上告不受理決定(2025)=改正番号法の憲法判断を回避

安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

- 個人情報が漏えいするのではないか？個人情報が悪用されるのではないか？
- マイナンバーによって、外國のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？
- 国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？
- 番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報
社会への対応

諸外国の問題点
を踏まえた制度

広報による番号
制度の正しい理解

最高裁合憲判決を
踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（マイナンバー法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（第16条）
- マイナンバー法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（第54条）
- 罰則の強化（第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
- 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（第2条第14項）
- アクセス制御により、マイナンバー法が規定しない情報連携を防止
- 個人情報及び通信の暗号化を実施
- 公的個人認証の活用
- 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（第24条）等

住民基本台帳ネットワークシステム
最高裁合憲判決の趣旨
(最判平成20年3月6日)

- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

14

「マイナンバー 社会保障・税番号制度」(2014年2月内閣官房社会保障改革担当室)14頁

(3) 財界からのマイナンバーと税・社会保障の連携推進を求める動き

「受益者」負担・応能負担の強化、社会保障の縮小、「社会保障個人会計」

・経済財政諮問会議(2022/11/2)「マイナンバーの利活用拡大による社会保障制度等の充実に向けて」

「マイナンバーを用いた所得・資産情報と社会保障制度・税制の連携は十分に進んでいない」

↓ 新浪剛史(民間委員、元経済同友会代表幹事)を座長に検討会

内閣府「マイナンバーの利活用拡大のための検討タスクフォース」設置⇒ロードマップ(2022.12.22)

・高市政権で再び注目される「給付付き税額控除」

問題=所得・資産のリアルタイム監視、仕組みが複雑で納税者が対応できず、「福祉から就労へ」

*課題：<悪用>（監視、選別処遇、動員、プロファイリングetc）に使わせない仕組み

*課題：金融口座へのマイナンバー付番義務化、不動産等資産のデータベース化

*課題：デジタル監視社会化的阻止、警察・公安への特定個人情報・顔写真データ提供の規制

特定秘密保護法(2013.12.6成立～2014.12.10施行)、共謀罪(2017.6.15成立)

2021重要土地等調査規制法

(朝日デジタル2025.12.10)

2022サイバー警察・マイナ免許証

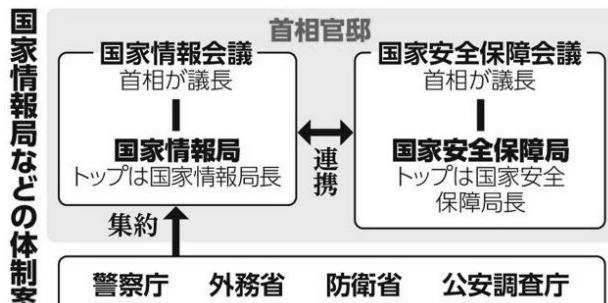
2024重要経済安保法 適性評価の民間拡大

2025ネット監視・サイバー先制攻撃法

(能動的サイバー防御法)

2026スパイ「防止」法、

国家情報局・対外情報庁創設、



政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
2014/1/1 特定個人情報保護委員会設置	2015/2/20いらないネット結成集会(石村:PIJ・水永弁護士・藤田:神奈川県保険医協会・原田)
2014/6/3費用対効果甘利試算(第64回IT総合戦略本部)	2015/4/6「これでいいの？番号制度」院内集会①
2015/2/19内閣府マイナンバー制度世論調査	2015/5/8「これでいいの？番号制度」院内集会②
2015/3/10 番号利用拡大法国会提出	2015/7リーフレットNo1
・預貯金口座へのマイナンバー付番(預金者は任意) ・特定健診情報管理にマイナンバー利用、 予防接種履歴の情報連携 ・自治体条例利用事務を情報連携可能に	2015/7/6利用拡大法廃案と10月施行延期を求める地方議員共同声明
2015/5日本年金機構から年金個人情報125万件漏洩	2015/8/26マイナンバー制度反対連絡会結成
2015/5自民党マイナンバー制度利活用ロードマップ°ver1	2015/8/28-29共通番号もカードもいらない！全国交流討論集会
2015/9/3内閣府マイナンバー制度世論調査	※各地でマイナンバー制度学習会開催(白石、他)
2015/9/3 番号利用拡大法成立－9/9施行 (年金事務利用延期)	2015/10リーフレットNo2 ※通知カードにどう対応するか論議
2015/9/3改正個人情報保護法成立 個人情報保護委員会設置、個人情報の定義 第1条(目的)に産業創出や個人情報の有用性追加	2015/12/1違憲差止訴訟提訴(仙台、新潟、金沢、東京、名古屋、大阪、福岡)
2015/9財務省マイナカードで消費税2%ポイント還元案	2015/12/14対政府要請(内閣府・内閣官房、国税庁、厚労省、総務省)
2015/10/5番号法施行 マイナンバー通知 ※通知カードの誤配達・未配達が問題化 ※事業者のマイナンバー安全管理措置対応	2016/2/12対政府要請(内閣府・内閣官房、国税庁、厚労省、総務省)
2016/1/1マイナンバー制度運用開始 マイナカード交付開始	2016/2/12-13全国集会
2016/1/1個人情報保護委員会設置(改組)	2016/3/24マイナンバー神奈川訴訟提訴
※マイナンバーカード交付遅延トラブル 2016/5/31総務省マイナカード交付促進マニュアル	2016/5/25 J-LISに質問書⇒10/13回答
2016/2長野市と坂出市でマイナンバー重複付番発覚 2016/5自民党マイナンバー制度利活用ロードマップ°ver2	2016/5/29マイナンバー(共通番号)スタートから半年を検証する集会(いらないネット・反対連絡会・訴訟東京弁護団)(対談:青木理・田島泰彦、原田、関口:前国立市長、菊池:全国商工団体連合会、奥津:税経新人会、瀬川弁護士)
2016/12/9官民データ活用推進基本法成立 2016/12/12マイナカード交付トラブルで5社に2億円請求	※2016～マイナンバー記入強制との闘い 2016/7/13情報連携について学習会(原田) 2016/9金融機関に質問書 2016/11/5金融機関の番号利用学習会(山崎) 2016/11～2017/3強制事例報告呼びかけ
2017/3/7J-LIS法改正国会提出⇒5/17成立 ガバナンス強化と総務大臣の監督権限強化 機構保存本人確認情報の利用拡大	2017/3/3省庁交渉(国税庁、総務省、厚労省、個人情報保護委員会)
2017/5特別徴収税額通知書等誤送付相次ぐ 2017/6/15 共謀罪(改正組織犯罪処罰法)成立	2017/5/17反監視学習討論会(小倉利丸・原田・宮崎)
2017/7情報提供ネットワークシステム試行運用開始 2017/7/26会計検査院報告 145機関で開始遅れる	2017/9/16違憲訴訟全国交流集会
2017/8法務省戸籍制度に関する研究会「最終取りまとめ」 戸籍事務にマイナンバー制度導入	2017/10/26戸籍付番学習会(遠藤正敬)
2017/9/25マイキープラットフォーム運用開始 2017/11/13情報提供ネットワークシステム運用開始	2017/11/24特徴通知交流会(税経新人会・全国商工団体連合会・神奈川県保険医協会・違憲訴訟弁護団)
2017/11/13マイナポータル本格運用開始 2017/12/15総務省特徴税額通知書のマイナンバー記載中止	

政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
2018/1 預貯金口座への(任意)付番開始	2018/1/16特徴通知問題 記者会見・院内集会(保団連・反対連会・いらないネット・違憲訴訟弁護団)
2018/2/20日本年金機構 3月からマイナンバー利用発表	2018/1/27個人情報保護委員会質問(特徴通知漏洩等問題、事業者の個人番号利用目的変更Q&A、情報提供NWSの特定個人情報保護評価)
2018/3/3 入力ミス等で2月の年金の過少支給判明	
2018/3/20日本年金機構 違法再委託公表(SAY企画) 約1300万人分の入力作業を委託	2018/5/29個情委の回答拒否に抗議声明
2018/3/22年金事務の情報連携(抑止)延期 (内閣府番号制度担当室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡)	
2018/4/4前橋市不正アクセスで全児童生徒の情報漏洩	2018/8/29参議院田村議員を通して個情委ヒアリング、内閣府・金融庁・総務省・内閣官房番号推進室・厚労省同席(3項目+日本年金機構の不適正な再委託への対応)
2018/4/6日本年金機構 違法再委託公表(恵和ビジネス) マイナンバーも再委託先に提供	2018/10/20「どうなってるの?マイナンバー いまこそ共通番号制度の廃止を!」集会(いらないネット・税経新人会・全国商工団体連合会・神奈川県保険医協会・石村耕治・山崎秀和・藤代政夫・伊藤とし子・違憲訴訟東京弁護団・清水勉)
2018/5/10効果試算(経済財政諮問会議第13回国と地方のシステムワーキング・グループ)	
2018/5/11法制審戸籍法部会 マイナンバーの戸籍事務への導入中間試案公表	
2018/6/4年金違法再委託 外部調査委員会が報告書	2019/1/12反監視集会(盗聴法に反対する市民連絡会、いらないネット、住基ネットに「不参加」を!横浜市民の会)
2018/6/29 厚労省 年金機構に業務改善命令	2019/2/6 個情委に「特定個人情報の無許諾再委託についての質問書」
2018/11/9個情委「個人番号利用事務等の委託に関する適切な取扱いについて」通知	2019/2/25個情委「個別事案」として回答拒否
2018/12/14システムズ・デザイン社 違法再委託公表 東京・大阪国税局約70万件(マイナンバー記載約55万件)	
2018/12/18システムズ・デザイン社 違法再委託追加公表 約171万件の税情報(さいたま市、川崎市、台東区、墨田区、豊島区、江戸川区等)	2019/4/12マイナンバー制度の拡大を狙う3法案に反対する院内集会(知念:神奈川県保険医協会・石村:PIJ・井上・原田)
2019/1/8AGS株式会社 税情報約46万件違法再委託公表 (本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市、幸手市)	
2019/1 令状なくTカードが警察に顧客情報提供問題	2019/9/26横浜地裁判決
2019/2/20個情委「特定個人情報の取扱いの委託における注意喚起」=「許諾を得ることなく再委託された事案が発生した場合には、番号法上の漏えい事案としての対応が求められます」と記載	2019/11/16医療情報とマイナンバー制度が一体化する社会を考えてみよう!共同学習会(DNA問題研究会、共通番号いらないネット)
2019/2/20総務省IoT機器脆弱性調査実施発表	
2019/2/5所得税法改正198国会提出(マイナンバーを証券保管振替機構の加入者情報管理に利用)⇒3/27成立	2019/11/20個人番号カードの取得強要を跳ね返す院内集会
2019/2/15医療保険にオンライン資格確認を導入する健康保険法改正案198国会提出⇒2019/5/15成立	2019/12/27名古屋地裁判決
2019/3/15デジタル手続法案国会提出⇒2019/5/24成立	
2019/3/15戸籍事務にマイナンバー制度を利用する戸籍法改正案198国会提出⇒2019/5/24成立	
2019/6/4デジタル・ガバメント閣僚会議「マイナカード普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」=「2023年3月末までにほぼすべての住民がマイナカード所有」	
2019/6/28自治体に「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組」を通知(PR、来庁者誘導、職員等の取得促進)	
2019/8 リクナビ事件発覚(リクナビ会員の就活生の内定辞退率を本人同意を得ずに予測し企業に有償提供)	
2019/9リクルート社等に個情委勧告・厚労省行政指導	

政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
2019/9/30～マイナポイント活用官民連携タスクフォース 2019/11/5マイナポータル「自己情報取得API」開始 2019/12/6神奈川県庁HDD委託業者から外部流出発覚 2020/1/15会計検査院 自治体のマイナンバー端末の不適切運用を報告 2020～新型コロナ流行 世界で監視(位置情報・接触情報・個人追跡・患者管理・発熱監視等)やオンライン利用広がる ※コロナ対応でデジタル化進行…どれもトラブル続き ・ワクチン接種=マイナンバーで管理するVRS ・接触者把握=COCOA(グーグル+アップル) ・ワクチン流通=V-SYS ・患者管理=HER-SYS ・オンライン診療=(LINEドクター2020.12～2025/3等) ・学校タブレット利用=GIGAスクールの前倒し実施 ・教育オンライン=Google Classroom等 ・テレワーク=VPN利用拡大 ・会議=ZOOM、Teams等 ・携帯位置情報の統計データ活用 ・全入国者にビデオ通話と位置確認のアプリ導入 2020/5/1特別定額給付金(1人10万円)マイナカードを使ったオンライン申請⇒郵送申請より支給が遅れ「失敗」 2020/5/19自民党政務調査会 マイナンバーPT「マイナンバー制度等の活用方策についての提言」 2020/6/8自民・公明・維新「緊急時給付迅速化法案」提出 2020/5/25通知カード発行終了(異動がなければひき続き番号確認に使用可能) 2020/6/15～マイナカード電子証明書手続きシステム障害 2020/6/23 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本的改善ワーキンググループ設置 2020/7/19能登町で10万円給付オンライン申請成りすまし 2020/8/28個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理 2020/9 マイナポイント第1弾(5000ポイント) 2020/10/16平井デジタル改革相・河野行政改革相・小此木国家公安委員長の会談で運転免許証とマイナンバーカードの一体化の目標を2026年とする合意 2020/12/11 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本的改善ワーキンググループ報告 2020/12個人情報保護制度の見直しに関する最終報告 2020/12申請用QRコード付きマイナカード交付申請書の再送付 2020/12/25「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」第1次とりまとめ 2021/2/9デジタル改革関連法案204国会提出(デジタル社会形成基本法案、デジタル庁設置法案、デジタル社会形成整備法案=個人情報保護制度の見直し等、公的給付預貯金口座登録法案、預貯金口座管理法案地方公共団体情報システム標準化法案、)⇒2021/5/12成立	2020/2/15「やっぱり持たない!個人番号カード」集会(いらないネット・反対連絡会共催) 2020/2/25東京地裁判決 2020/4/20声明「新型コロナ対策に便乗したマイナンバー制度の利用に反対する」 2020/5/15「マイナンバーカードによる特別定額給付金のオンライン申請の中止を求める緊急要請書」 2020/5/26声明「迅速な給付にならずマイナンバー制度を改悪する自民党提言に反対する」 2020/6/9金沢地裁判決 2020/6/11新潟地裁判決 2020/6/15福岡地裁判決 2020/6/30仙台地裁判決 ※個人情報保護条例廃止問題で各地で学習会 2020/10/24「マイナンバーと銀行口座の紐付け」は何を狙っているのか」学習会(山崎秀和:共通番号制度を考える会・静岡) 2020.11.21「なんでもデジタル庁ですすめていいの?マイナンバー制度の際限なき拡大に反対する集会」(宮崎、吉田章:東京保険医協会、外山喜久男:個人情報保護条例を活かす会、原田) 2021/1/9学習会「マイナンバー制度抜本的な改善WG報告」の検討 2021/1/18デジタル庁なんていらない院内集会(海渡雄一:共謀罪対策弁護団、原田) 2021/2/4大阪地裁判決 2021/2/8院内集会「デジタル庁下のマイナンバー制度ー「利用拡大」から「再構築」へー」(原田) 2021/3/9院内集会「デジタル化される医療と教育」(知念哲:神奈川県保険医協会、伊藤拓也:全国学校事務労働組合連絡会議) 2021/3/14NO!デジタル庁 デジタル監視法案に対する市民集会(海渡雄一:デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク、小倉利丸:盜聴法に反対する市民連絡会、内田聖子:アジア太平洋資料センター、原田:共通番号いらないネット、角田富夫:共謀罪NO!実行委員会、衛藤浩司:デジタル改革関連法案反対連絡会) 2021/3/24NO!デジタル庁 院内集会「個人情報保護法改正の問題点」(三木由希子:情報公開クリアリングハウス理事長) 2021/4/6院内集会「デジタル庁と監視社会」(小倉利丸:批評家) 2021/4/13 デジタル関連6法案に反対する国会前行動(NO!デジタル庁)

政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
2021/3オンライン資格確認開始予定⇒データ不備で延期	2021/4/20国民総背番号制と個人情報の一元的管理を狙うデジタル監視6法案に反対する国会前行動(総がかり行動、共謀罪NO!実行委、デジタル監視法案に反対する法律家ネット、デジタル関連法案反対連絡会、NO!デジタル庁)
2021/3/17 LINEのデータ管理が国会で問題に 中国の関連会社からアクセス可能。説明に反し韓国で画像やLINE Payの口座情報・取引情報を管理	2021/4/27国会前行動・院内集会(共謀罪NO!実行委、秘密保護法廃止へ実行委、NO!デジタル庁)
2021/3/19総務省と個情委 LINEに報告求める	2021/5/6デジタル監視6法案に反対する院内集会山田健太:専修大)(共謀罪NO!実行委、秘密保護法廃止へ実行委、NO!デジタル庁)
2021/3/31個情委 LINEに立入検査	2021/5/13声明「市民監視を強化するデジタル改革関連法案の採決に抗議する」
2021/3/31衆院内閣委で菅首相 マイナンバー制度に関する国費支出が過去9年で約8800億円と答弁	2021/5/27仙台高裁判決
2021/4/16金融庁 LINE問題うけ金融機関の一斉点検	2021/7/17学習会「デジタル国会で何が議論され何が議論されなかったのか」
2021/4/23個情委 LINEに個人情報保護法で行政指導	
2021/4/26総務省 LINEに電気通信事業法で行政指導	
2021/5/26会計検査院 政府情報システムに関する会計検査の結果(情報提供NWSの利用低調、データ標準レイアウトの不備、マイナポータルの利用低調等)	2021/9/1個人情報を一網打尽!デジタル庁はいらない9.1行動(デジタル庁前)
2021/6/16 重要土地等規制法成立	2021/9/29福岡高裁判決
2021/6/18 「包括的データ戦略」(デジタル重点計画2021)	2021/10/10 NO!デジタルの日 アピール行動
2021/9/1デジタル庁発足(平井卓也デジタル大臣、石倉洋子デジタル監)	2021/10/11 NO! デジタルの日 市民集会(武藤糾明:日弁連情報問題対策委副委員長、小倉利丸:JCAネット)NO! デジタル庁、共謀罪NO! 実行委員会、「秘密保護法」廃止へ! 実行委員会
2021/10/5岸田政権へ⇒牧島かれんデジタル大臣	2021/10/27名古屋高裁判決
2021/10/18LINE問題でZホールディングス第三者委員会最終報告	2021/12/18市民集会「個人情報保護条例がなくなる?—自治体からの抵抗は可能か」(森田 明弁護士)
2021/10/20 オンライン資格確認本格運用開始	
2021/11/9デジタル臨時行政調査会設置	
2022/1/1マイナポイント第2弾開始(当面5000ポイント分)	
2022/1/7教育データ利活用ロードマップ(デジタル庁、総務省、文科省、経産省)	
2022/1/18名古屋地裁 警察の無罪後の具体的必要性を示さない指紋、DNA型、顔写真のデータ抹消判決	2022/3/7警察法改悪に反対する国会前行動／院内集会(村井敏邦:一橋大学名誉教授、小倉利丸、内田聖子: PARC共同代表)共謀罪NO! 実行委員会、「秘密保護法」廃止へ! 実行委員会、警察法改悪反対・サイバー局新設反対2.6実行委員会
2022/1/18東京地裁 警察の個人情報のファイル管理簿の一律不開示を認めず大部分の開示を命じる判決	
2022/1/28警察法改正案208国会提出(サイバー警察局、サイバー特別捜査隊等)⇒3/30成立	
2022/2/21岐阜地裁 大垣市風力発電所建設問題での県警の事業者への個人情報提供を違法として損害賠償命令	
2022/3/4道路交通法改正案(特定免許情報の個人番号カードへの記録等)208国会提出⇒4/19成立	2022/4/1統合された個人情報保護法の問題点を考える市民の集い(森田 明弁護士、原田)共謀罪NO実行委員会、「秘密保護法」廃止へ実行委員会
2022/4/1 年金手帳廃止	2022/4/11警察の個人情報管理を考える院内集会(清水勉弁護士、原田)
2022/4/15マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会第2次とりまとめ	2022/6/4これでも必要?マイナンバーカード集会(吉田章:東京保険医協会、外山喜久男:個人情報保護条例を活かす会、瀬川宏貴違憲訴訟東京弁護団、原田)
2022/4/20 個人情報保護委員会 個人情報保護条例「改正」のガイドライン公表	2022/7/18「個人情報保護条例改悪にいかに抗するか 先行事例をもとに考える」(森田明弁護士)
2022/4/26デジタル庁 浅沼尚デジタル監就任	2022/7/28「個人情報保護条例改正にあたっての自治体への要望事項」
2022/5/26釜石市 全住民3万人分の住基情報をメールで漏洩した2職員を懲戒免職⇒8/5マイナンバー変更せず	
2022/6/7「骨太の方針2022」=保険証の原則廃止を目指す(加入者から申請があれば保険証は交付される)	
2022/6/23尼崎市 全住民46万人分の住基情報記録のUSBメモリを委託業者が紛失⇒後に吹田市内で見つかる	

政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
<p>2022/6/30マイナポイント第2弾すべてのポイント付与開始</p> <p>2022/7/15マイナポイント一人で複数回申込が471件発覚 (電子証明書の更新手続ミスで可能に)</p> <p>2022/7/26総務省 QRコード付きマイナンバーカード交付申請書の再々送付</p> <p>2022/10/13河野デジタル大臣記者会見 (2024秋健康保険証廃止)</p> <p>2022/12岡山県備前市 マイナカード全世帯分取得条件に保育料・学校給食無償化→後に撤回</p> <p>2022/12/22経済財政諮問会議「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ」</p> <p>2023/2/17マイナカードと保険証の一体化検討会中間とりまとめ</p> <p>2023/3/7番号法改正案211国会提出⇒2023/6/2成立 健康保険法等改正で「資格確認書」新設</p> <p>2023/3/7デジタル社会形成基本法等改正案⇒6/14成立</p> <p>2023/4/1自治体個人情報保護条例廃止(法施行条例に) 【マイナンバーと制度固有番号のひも付け誤り等トラブル多発】</p> <p>2023/3/27横浜でコンビニ交付で別人の証明書交付</p> <p>2023/5/1足立区で2件のコンビニ交付誤交付</p> <p>2023/5/2川崎市で別人の戸籍証明書がコンビニ交付 (その後も徳島、熊本、新潟、さいたま市等で誤交付)</p> <p>2023/5/9河野デジタル大臣 当該業者システム総点検指示</p> <p>2023/5/12 マイナ保険証7312件別人情報がひも付けられ5件他人の情報が閲覧されていたことが国会で明らかに</p> <p>2023/5/23河野大臣 公金受取の別人口座登録が福島市など6つの自治体で11件確認公表</p> <p>2023/5/24マイナポイント誤登録 北九州市3件、大分市2件</p> <p>2023/5/26デジタル大臣、総務大臣、厚労大臣一斉謝罪</p> <p>2023/6/1健保法省令改正(マイナンバー提供「義務」明記等)</p> <p>2023/6/7河野大臣 マイナポイントの誤登録738件、本人以外の家族口座登録が約13万件と発表</p> <p>2023/6/9平塚市公金受取口座の当面の利用を停止(横浜、川崎、台東区などでも利用見合せ報道)</p> <p>2023/6/13デジタル庁 公金受取口座誤登録16自治体22件</p> <p>2023/6/20富士通Japanコンビニ交付点検終了を発表</p> <p>2023/6/30宗像市でコンビニ誤交付発生⇒再点検へ</p> <p>2023/6/21マイナンバー情報総点検本部設置=マイナポータルで閲覧可能な全制度の紐付け総点検</p> <p>2023/6/28新浪剛史経済同友会代表幹事記者会見 健康保険証廃止2024年秋実現へ納期を守れ発言 ※6月マイナカードに別人の顔写真・誤記載報道相次ぐ</p> <p>2023/8/7福祉施設等のマイナ保険証取扱マニュアル発表</p> <p>2023/8/8マイナンバー情報総点検本部「政策パッケージ」 資格確認書の要件緩和、マイナ保険証の登録解除</p> <p>2023/8/8384)マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会最終とりまとめ</p> <p>2023/8/15河野大臣閣僚給与3カ月分自主的返納を発表</p> <p>2023/9/20個人情報保護委員会 デジタル庁に「指導」</p> <p>2023/10/510/5マイナンバー登録事務横断的ガイドライン</p> <p>2023/12/6個情委指導に対するデジタル庁改善状況報告</p>	<p>2022/11/17マイナ保険証強制反対緊急院内集会 (共通番号いらないネット、マイナンバー制度反対連絡会、全国保険医団体連合会、マイナンバー違憲訴訟全国弁護団)</p> <p>2022/12/15大阪高裁判決</p> <p>2023/2/22保険医「オンライン資格確認義務不存 在確認等請求訴訟」東京地裁に提訴</p> <p>2023/3/9最高裁判決(仙台・九州・名古屋訴訟)</p> <p>2023/3/14マイナ保険証強制反対・番号法改悪反対院内集会(吉田章:東京保険医協会、原田、水永誠二:マイナンバー違憲訴訟弁護団)</p> <p>2023/4/25番号法「改正案」の成立を許さない国会前行動</p> <p>2023/5/8マイナバーカード強制反対「6日行動」 (共謀罪NO! 実行実行委員会、「秘密保護法」廃止へ! 実行委員会、共通番号いらないネット)</p> <p>2023/5/15名古屋高裁金沢支部判決</p> <p>2023/5/19マイナバーカード強制反対・保険証廃止反対・番号法改悪案の強行採決を許さない国会前行動</p> <p>2023/5/25声明「マイナバーカードのトラブルは政府の責任 健康保険証は廃止するな! 番号法「改正」案は撤回を!」</p> <p>2023/5/31マイナバーカード強制反対・保険証廃止反対・番号法改悪案の強行採決を許さない国会前行動</p> <p>2023/7/15マイナ保険証やめろ! マイナバーカードを強制するな!新宿デモ</p> <p>2023/8/17 携帯電話3社へ質問・要請書「携帯電話契約の本人確認に健康保険証が使えない?」</p> <p>2023/9/1マイナ保険証の強制を許さない!デジタル庁前行動</p> <p>2023/9/28マイナンバー制度・カードに関する省庁ヒアリング(厚労省・総務省・デジタル庁・個人情報保護委員会)</p> <p>2023/12/22マイナ保険証の強制を許さない!集会</p> <p>2024/3/16学習会「マイナ保険証にどう立ち向かうか?—リーフレットNo.13を題材に」</p> <p>2024/3/25東京高裁判決(東京・神奈川訴訟)</p> <p>2024/4/10金沢訴訟最高裁上告棄却・不受理</p> <p>2024/5/8大阪訴訟最高裁上告棄却・不受理</p>

政府・国会・自治体等の動き、事件	首都圏等でのいらないネット関連の運動
2023/9/5保険医療機関及び保険医療養担当規則改正(オンライン資格確認2023年4月導入を原則義務付け) 2023/11顔認証(限定)マイナンバーカード開始 2023/12/13福祉施設等マイナ保険証取扱マニュアル改訂 2023/12/22健康保険証発行を2024年12月1日終了の政令 2024/2/27重要経済安保法案213国会提出⇒5/10成立 2024/3/1改正戸籍法施行(戸籍関係情報連携) 2024/3/5デジタル社会形成基本法改正案213国会提出(マイナカードのスマホ搭載)⇒2024/5/31成立 2024/3/15入管法改正案213国会提出(在留カードとマイナカードの一体化=特定在留カード)⇒2024/6/14成立 2024/3/18「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」 2024/5/15会計検査院報告「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(4割の事務で利用がゼロ) ~ 2024/6/22健康保険証交付義務削除の健康保険法省令改正パブコメ……5万件超の反対意見 2024/6/18国民を詐欺から守るための総合対策(携帯電話契約・口座開設の本人確認をマイナカード利用に「一本化」) 2024/7/10マイナポータル利用規約変更(消費者契約法に抵触) 2024/9/13名古屋高裁 岐阜県警の大垣市風力発電施設反対住民の個人情報提供に対し、情報収集の違憲・違法を指摘し一部抹消と損害賠償を命じる⇒10/2県上告せず 2024/12/1健康保険証の交付終了 2025/2/7ネット監視・先制サイバー攻撃2法案217国会提出⇒5/16成立 2025/2/16医療法改正案217国会提出⇒継続審議⇒219国会2025/12/5成立 2025/3/7番号法改正案217国会提出⇒2025/5/16成立 2025/3/24マイナ免許証開始 2025/5/19マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証の一体化・活用普及に関する検討会 2025/6/13教育DXロードマップ(デジタル庁、総務省、文科省、経産省) 2025/9/3医療等情報の利活用の推進に関する検討会 2025/9/19スマホのマイナ保険証利用が順次利用可能に 2025/12/1健康保険証利用終了(～2026/3/31利用可能) 2025/12/3マイナカード保有枚数1億(保有率8割)超え 2025/12末 マイナ保険証利用登録件数9,000万件超(マイナカード保有枚数に対し登録率9割超、人口比登録率73%)	2024/3～5重要経済安保法案反対の国会闘争 2024/5/13院内集会「どこまで広がる? マイナンバー制度」(小倉利丸: 盗聴法に反対する市民連絡会・JCA-NET理事、旗手明: 自由人権協会・移住連、原田) 2024/8/31どうなる保険証 どうする私たち集会(吉田章: 東京保険医協会、伊藤とし子: 佐倉市議、木村潮人: 東京土建一般労組、原田)⇒「自治体から健康保険証の存続を」呼びかけ 2024/9/26厚労省・総務省ヒアリング・院内集会(健康保険証存続、携帯電話本人確認) 2024/9/30協会けんぽに資格確認書とマイナ保険証登録解除の質問書⇒12/3回答 2024/11/7マイナ保険証の押しつけ反対! 保険証を残せ! 日比谷野音大集会と銀座デモ(マイナンバー制度反対連絡会に共催) ※2024/10～11マイナンバー制度反対連絡会の行動に参加(10/9デジタル庁厚労省抗議行動、10/24国会前、11/28デジタル庁厚労省抗議行動) 2024/11/28「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」東京地裁棄却判決 2025/2/28東京訴訟最高裁上告棄却・不受理 2025/3/26神奈川訴訟最高裁上告棄却・不受理 2025/3/30これからどうするマイナ保険証集会(木村真: 豊中市議、管理・監視社会化に反対する大阪ネットワーク、山崎秀和: 共通番号制度を考える会静岡、吉田章: 東京保険医協会、池谷豊: スーパーシティを考える会・浜松) ※ネット監視・先制サイバー攻撃2法案に反対する秘密保護法廃止へ! 実行委員会・共謀罪NO! 実行委員会の行動に参加 2025/4/24マイナ保険証と「医療DX」を考える院内集会(吉田章: 東京保険医協会、原田) 2025/5/12地方議員に被保険者全員に資格確認書交付を呼びかけ 2025/5/27医療データの共有とプライバシー保護を考える院内集会(武藤糸明: 福岡県弁護士会) 2025/9/15全国マイナンバー違憲訴訟総括交流集会 2025/9/26学習会 マイナ保険証のトラブルはなぜ続くのか?(藤田倫成: 神奈川県保険医協会) 2025/10/30厚労省ヒアリング・院内集会 2025/11/26「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」控訴審第1回 2025/12/2保険証廃止反対! 医療DX法案の安易な採決反対! 国会前行動 & 議員要請

※政府等の動きについては、重要性と運動との関係を考慮して取捨選択しています。

※運動については、いらないネットに関わる各地の取り組みに触れていないことをご了承ください。

マイナ保険証と マイナンバーカード

2026年1月17日

東京保険医協会

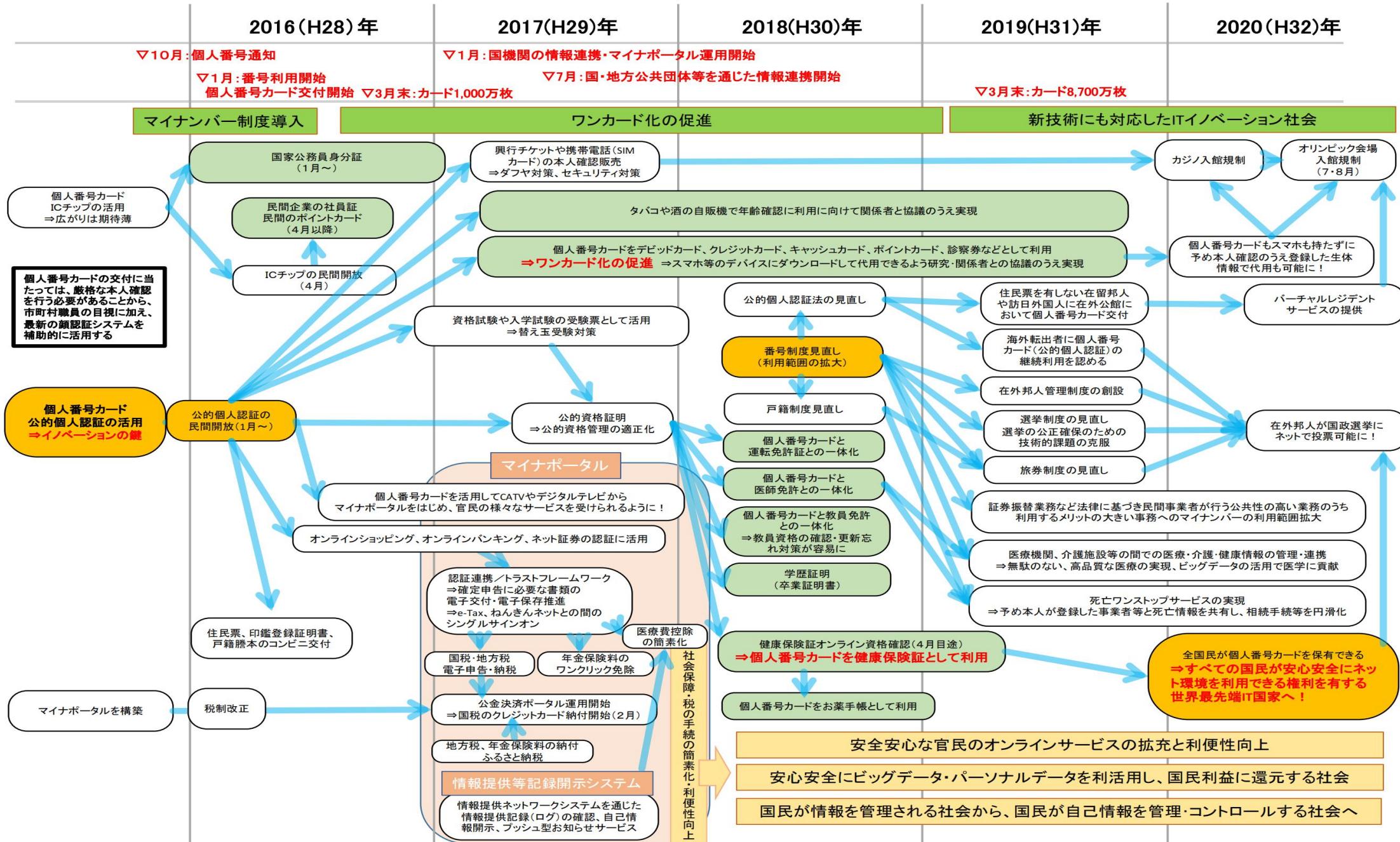
副会長 吉田章

マイナ保険証登場の意味

- ・ ①マイナンバーカードの普及を促進するため
 - ・ 国民の大多数がもつ保険証と一体化することによって
 - ・ いっきに広げようとした(次スライド参照)
-
- ・ ②医療情報を利活用するため(医療DX)
 - ・ ②-1 「より良い」医療のための医療情報の共有化
 - ・ ②-2 ビッグデータとして政府、民間企業で利活用

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)

資料6



マイナ保険証と従来の健康保険証との違い

- ・マイナ保険証を導入するに際して、保険証発行元では、各人のマイナンバーと保険資格を紐づけ、セットで運営機関に登録をしている
- ・マイナ保険証には、従来の保険証に記載されていた保険資格は載っていない
- ・医療機関では、提示されたマイナ保険証の電子証明書を用い、データセンターと交信し、電子証明書に対応するマイナンバーと紐づいた保険資格を入手する
- ・データセンターと交信するためのシステム(オンライン資格確認システム)を使い、医療機関からマイナンバーに紐づいた医療情報を収集、集積することが計画されている。(災いの根源) ⁴

医療等IDに係る法制度整備等に関する三師会声明

平成26年11月19日

一生涯の病歴の中には、"誰かが"見ることのできる可能性がわずかでもある限り、記録に残したくないものもある。これまで医療機関の内部や、異動先の保険者に、病歴が分散して一定期間保持されるだけであった。

悉皆性、唯一無二性の番号により、特に信頼する医師以外には教えたくない自身の全病歴が、もれなく名寄せされてしまう可能性について、拒否の意を示す世論が今後沸き起こることは想像に難くない。

そのため医療等IDには、悉皆性、唯一無二性を原則とせず、国民が必要とした場合に、「忘れられる権利」、「病歴の消去」、「管理番号の変更」、「複数管理番号の使い分け」等が担保されるよう議論が必要である。

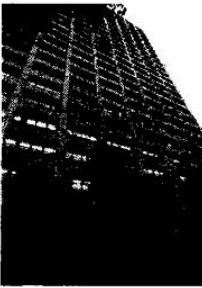
医療DXは何のため？

- より良い医療のため！？
- 医療費削減のため！？
- 経済再生のため！？

「過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる」と 政府はいうが、2023年の厚労省調査ではマイナ保険証「患者に利点なし」と病院の半数回答と報道されている

マイナ保険証「患者に利点なし」 病院の半数回答、厚労省調査

11/10(金) 17:19 配信 90 いいえ ×



厚労省の入る中央合同庁舎

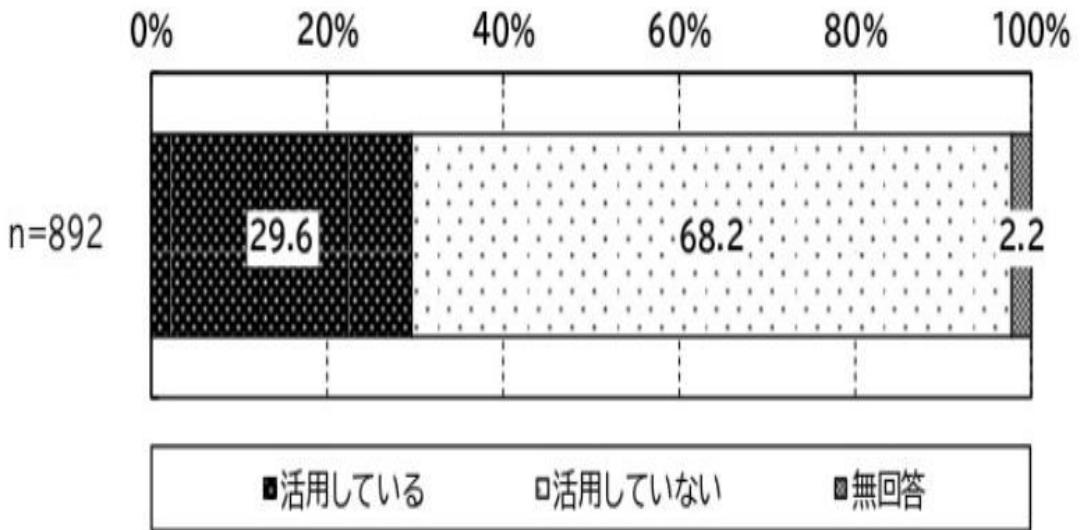
厚生労働省は10日、マイナンバーカードと健康保険証を一
体化した「マイナ保険証」で診療情報を閲覧する仕組みを活用
している病院の半数が、患者にとっての利点はない感じてい
るとの調査結果を公表した。仕組みを活用していないとする病
院も多かった。

患者によるマイナ保険証の利用率は4%台で低迷している。
厚労省は利用する機会を増やし、適切な治療法の選択など利点
も広めたい考え。

調査は今年7~9月に実施、968病院から有効回答を得た。マイナ保険証を使うシステムが
整備されているとした892病院のうち、患者の同意を得て薬の処方歴などの情報を閲覧する仕
組みを「活用している」との回答は29.6%。「活用していない」は68.2%を占めた。

「活用している」とした病院に、患者にとっての利点を複数回答で尋ねたところ「特にな
い・分からない」が最多の51.1%。「医薬品の重複や飲み合わせの問題が分かり調整でき
た」(31.8%)などが続いた。病院自体が感じた効果についても「特になく・分からない」
が42.4%で最も多かった。

図表 3-29 マイナンバーカードの健康保険証利用による
診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用状況



net.or.jp/info/news/2023-11-11-2/

「過去のお薬・診療データがわかること」の負の側面

- ・ 医療DXの目玉であるが、過去の病歴・診療歴がわかることが
- ・ 患者さんにとって良い面ばかりなのだろうか？
- ・ 病歴は生涯にわたり共有されることになっている。
- ・ 病歴は他人（医療者を含めて）に知られたくないものも含んでいる。
病歴は生身の人間の人生と密接に関わり、自動車や飛行機の修理歴とは全く異なるものである！。
- ・ **取扱いによっては、人の一生を左右しかねない！！**
- ・ **さらに自分の治療以外の目的で他者にわたるとしたら！？**

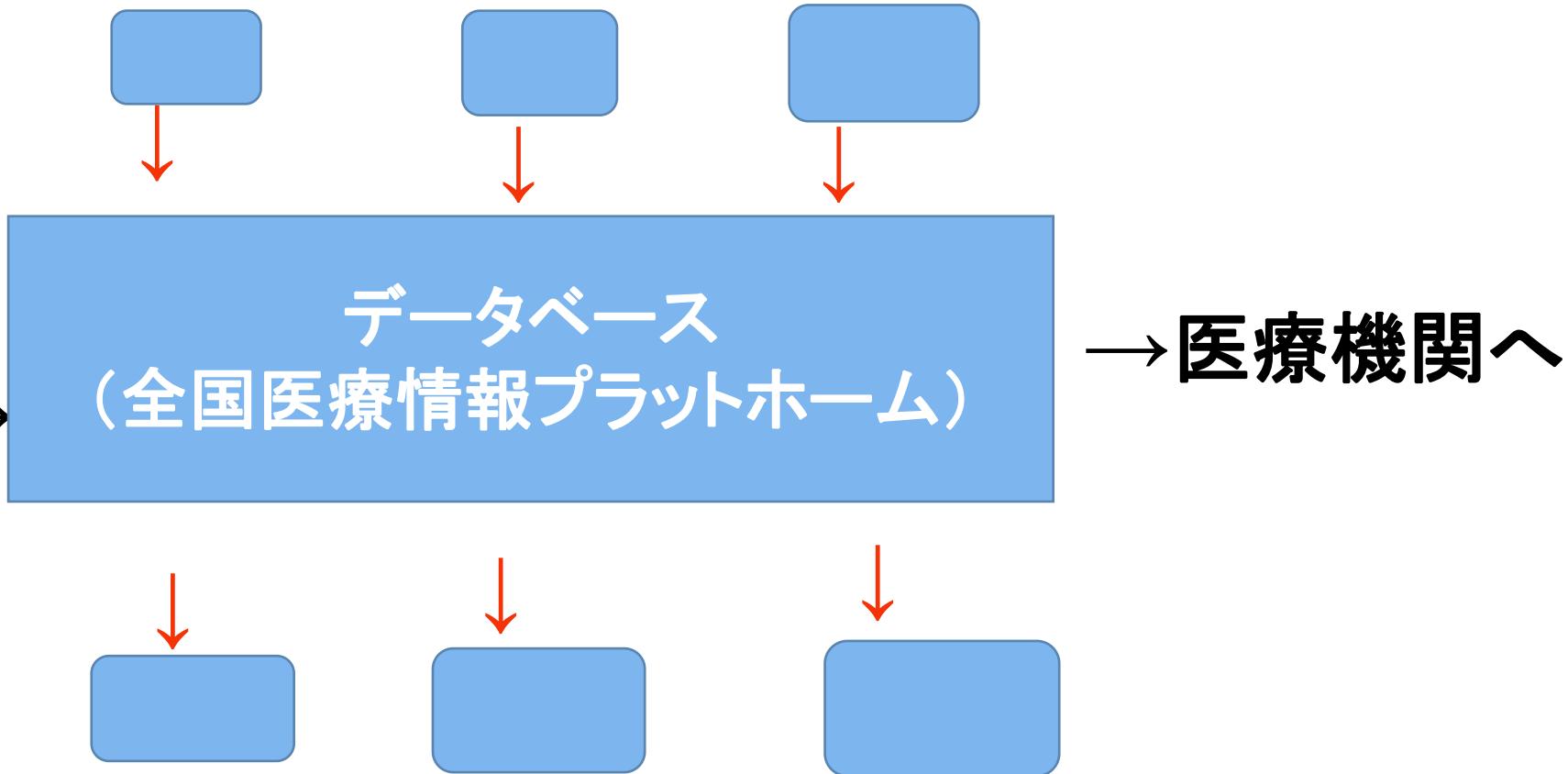
医療情報の取扱いに関しておそらくヒポクラテスの時代以来の大変動がおころうとしている！？

- ・ 従来、個人の医療情報は医師または当該医療機関でのみ保管されてきた。医療情報は厳格に守られてきたのである。
 - ・ ヒポクラテスの誓い：医に関するか否かに関わらず、他人の生活についての秘密を遵守する
 - ・ ジュネーブ宣言（1948）私は、私への信頼ゆえに知り得た患者の秘密を、例えその死後においても尊重する
 - ・ 日本医師会医の倫理綱領：医師の守秘義務：医師は患者の医療情報やプライバシーを守る義務がある。もし医師がこの規範を破るようなことがあれば、患者は医師に正直な話をしなくなるであろうし、医師と患者との間の信頼関係は崩れてしまうことになる
- ・ 他の医療機関に提供する場合（転医、専門外来紹介等）
- ・ 医療機関 -----→ 医療機関へ
- ・ 必要な記録を選択し個別に伝達

これからの医療情報の取扱い

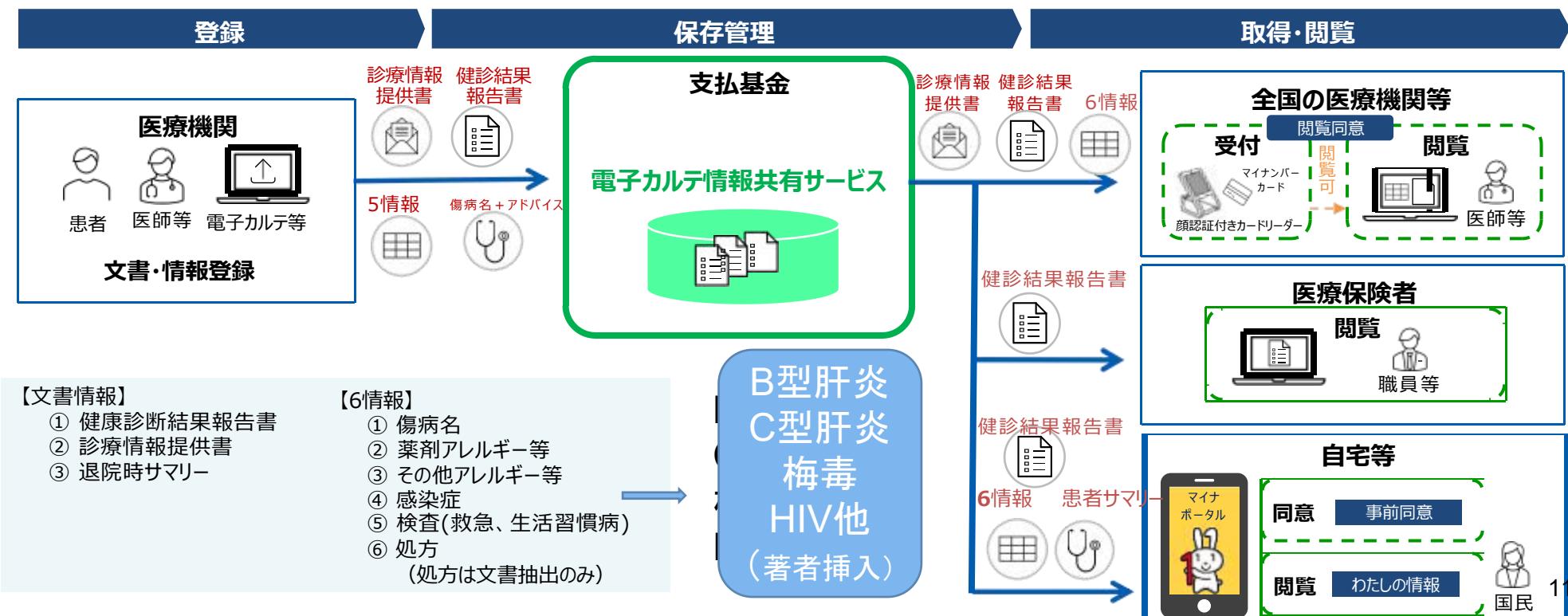
- **医療機関から** →
患者の同意なく
収集

生涯の記録
を共有化



制度の概要

- 全国の医療機関等において、**電子カルテ情報を共有・閲覧**することができるようとする。
 - ・医療機関が**3文書**（健診結果報告書、診療情報提供書、退院時サマリー）と**6情報**（傷病名や検査等）を**電子的に共有**できるようとする。
 - ・患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書や6情報を閲覧できるようとする。医療保険者にも健診結果報告書を電子的に共有する。
- 以下の内容を法律に規定。
 - ① 医療機関等は、3文書6情報を支払基金等に電子的に提供することができる旨を法律に位置づける。
個人情報保護法の例外として、提供する際の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関が閲覧する際には患者の同意が必要。
 - ② 支払基金等は、3文書6情報を、電子カルテ情報共有サービス等以外の目的には使用してはならない。
 - ③ システムの運用費用は医療保険者等が負担する。
 - ④ 地域医療支援病院等の管理者に3文書・6情報の共有に関する**体制整備の努力義務**を設ける。



現状

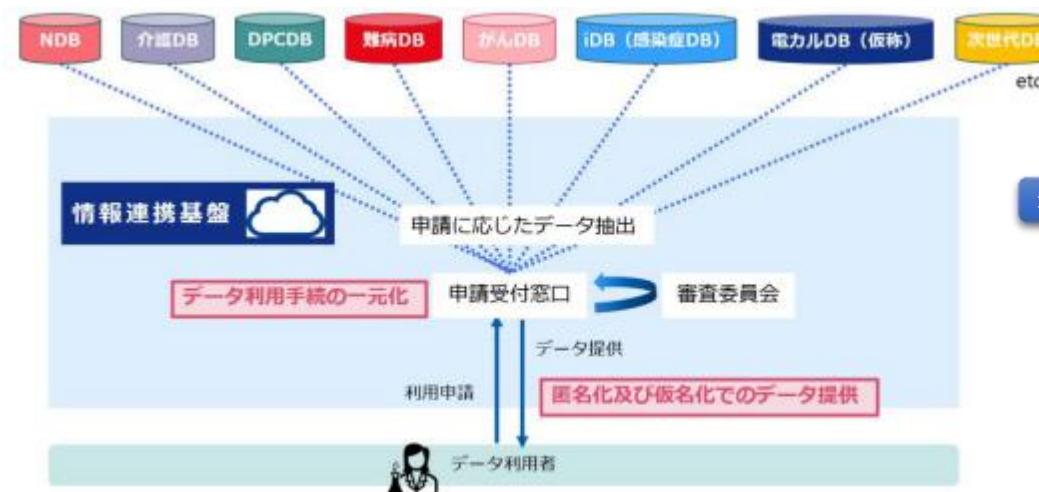
- 厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のDB（公的DB）では、これまで匿名化情報の利用・提供を進めてきた。
- 医学・医療分野の研究開発等において、匿名化情報では精緻な分析や長期の追跡ができない等、一定の限界がある。
- データ利用者は、利用したいDBそれぞれに対して申請を行い承認を得る必要がある等、負担が大きい。

改正の内容

- 公的DBの仮名化情報の利用・提供を可能とし、他の仮名化情報や次世代医療基盤法の仮名加工医療情報との連結解析を可能とする。
- その際、個人情報の保護を適切に図るため、以下のような管理・運用を行うこととする。
 - ・仮名化情報の利用は「相当の公益性がある場合」に認めることとし、利用目的や内容に応じて必要性やリスクを適切に審査する。
 - ・DBは、個人情報保護法上、個人情報の保有主体に求められるものと同等の安全管理措置や不適正利用の禁止等の措置を講ずる。
 - ・仮名化情報の利用に当たっては、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本にする。
 - ・これまでの匿名化情報と同様に、照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則を求める、匿名化情報よりも厳格な管理を担保するため、厚労大臣等から利用者に対して利用の目的・方法の制限の要求等の規定を設ける。

改正案

＜医療・介護関係の公的DBの利活用促進のイメージ＞



＜匿名化情報・仮名化情報のイメージ＞

匿名化情報：本人を識別すること及びその作成に用いられた情報を復元することができないように加工された情報

ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7	50~55	201以上	その他

氏名等は削除
氏名等に加え、必要に応じて、医療データ領域も削除・改変が必要

氏名	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
厚労花子	女	2003/7/26	53.4	211	膵島細胞症（希少疾患）

氏名等は削除
医療データ領域の削除・改変は基本的に不要

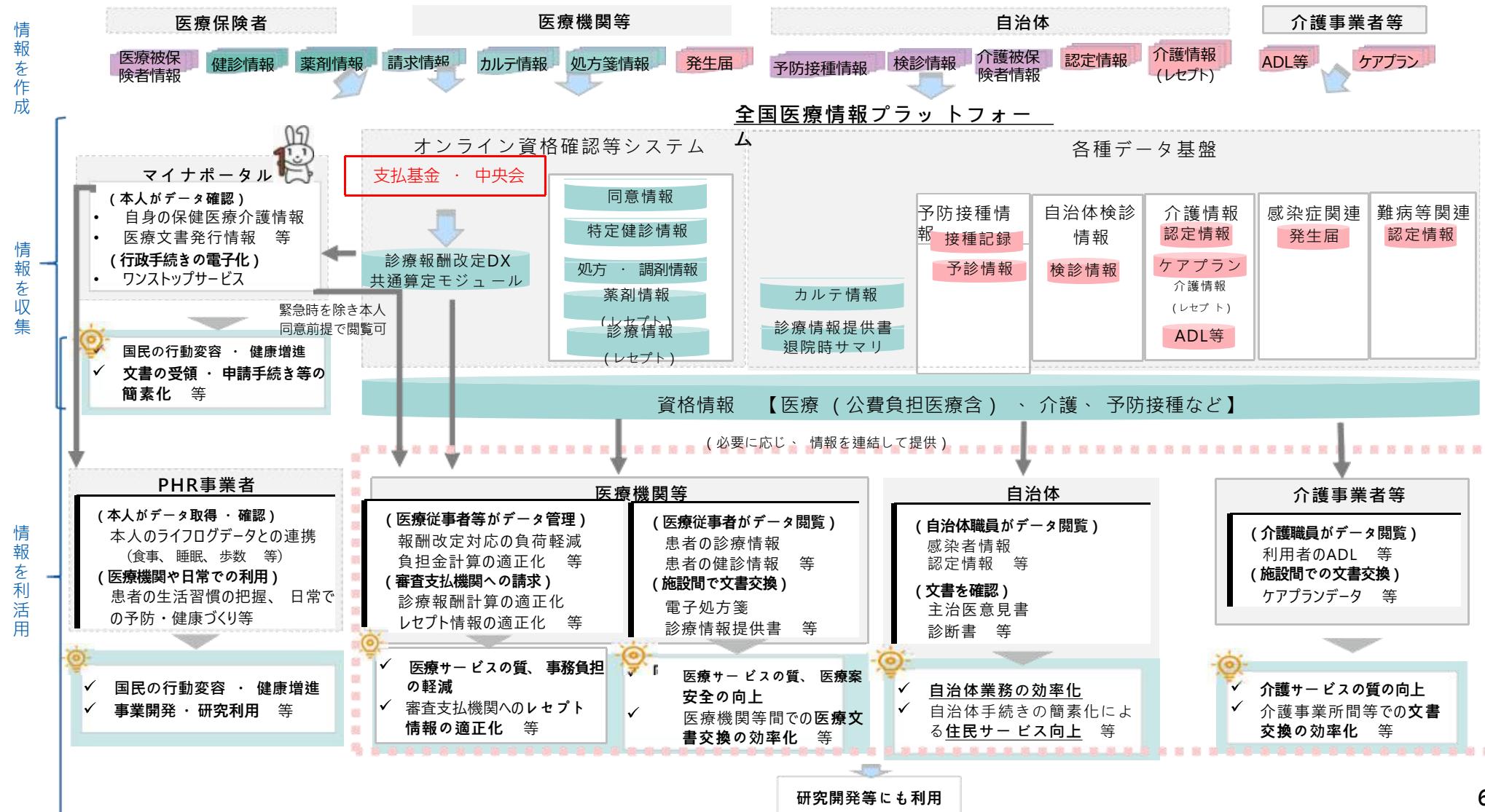
ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7/26	53.4	211	膵島細胞症（希少疾患）

仮名化情報：氏名等の削除等により、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように加工された情報

「全国医療情報プラットフォーム」（将来像）

○オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報（介護含む）について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。

○これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるとともに、国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。



医療法改正により、匿名電子診療録等情報は国民保健の向上のため行政機関等に提供できることになる

医療法改正案の抜粋

2国民保健の向上のための匿名電子診療録等情報の利用又は提供

厚生労働大臣は、**国民保健の向上に資するため、匿名電子診療録等情報**（電子診療録等情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者（3及び5において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる電子診療録等情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した電子診療録等情報をいう。以下この五において同じ。）を利用し、又は 厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者であって、匿名電子診療録等情報の提供を受けて行ことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに**提供することができる**ものとすること。（第十二条の六第一項関係）

- (1) **他の行政機関及び地方公共団体** 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- (2) **大学その他の研究機関** 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- (3) **民間事業者その他の厚生労働省令で定める者** 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

更に、情報収集時の同意取得が不要になる！！

- 3. 医療DXの推進 電子カルテ共有サービス
- 制度の概要(抜粋)

○以下の内容を法律に規定。

① 医療機関等は、3文書6情報を支払基金等に電子的に提供することができる旨を法律に位置づける。

個人情報保護法の例外として、提供する際の患者の同意取得を不要とする。他の医療機関が閲覧する際には患者の同意が必要。

② 支払基金等は、3文書6情報を、電子カルテ情報共有サービス等以外の目的には使用してはならない。

研究等に使う情報を集めるのなら、患者さんのインフォームドコンセントは絶対必要なはず！！

インフォームド・コンセント（ヘルシンキ宣言(1964、2013改訂)からの抜粋）

26. インフォームド・コンセントを与える能力がある人間を対象とする医学研究において、それぞれの被験者候補は、目的、方法、資金源、起こり得る利益相反、研究者の施設内での所属、研究から期待される利益と予測されるリスクならびに起こり得る不快感、研究終了後条項、その他研究に関するすべての面について十分に説明されなければならない。被験者候補は、いつでも不利益を受けることなしに研究参加を拒否する権利または参加の同意を撤回する権利があることを知らされなければならない。個々の被験者候補の具体的情報の必要性のみならずその情報の伝達方法についても特別な配慮をしなければならない。

原点の議論が十分なされたのか？！

- ・ 医療情報は個人の最も重要なプライバシーのひとつである！
自分の医療情報が共有化されることを国民は望んでいるのか？また同意しているのか！？インフォームドコンセントはどこへ！？
- ・ 医師には守秘義務がある！
- ・ 医療機関、患者共に十分な説明を受けているのか！？
- ・ 自己のデータの削除や選択権に言及がなく、個人情報の取り扱いについてのEU、GDPR(一般データ保護規則)にも抵触？
- ・ 医療情報をこれだけ乱暴に取り扱う国は世界で他にあるのか？
- ・ **原点の議論が不十分のまま利活用のための制度だけが進行している！**

以上をまとめると

- ・より良い医療のためを旗印に進められている医療DXが医療の向上にどれだけ貢献するかは不明である。
- ・少なくとも現在のマイナ保険証の利用による医療情報の利活用は治療に役立つと考えない医療者も少なからずいる。
- ・補足の資料からもわかるように、経済界(製薬企業、巨大IT企業他)が医療情報の利活用を強く望み、推進力となっていることがうかがわれる。
- ・個人のプライバシー保護の仕組みが十分整備されないまま医療DXを進めるべきではないと考える。

私たちができること

- ・ マイナンバーカードは義務ではないし、持っていたとしても保険証を登録する必要はない。
- ・ 利用登録していても、解除が可能
- ・ (2025年10月までの解除数約20万件にのぼる)
- ・ マイナ保険証を持っていなくても、資格確認書が交付されるのでこれでどの医療機関でも受診可能。
- ・ **保険証を復活させましょう！！**

ご清聴ありがとうございました

- ・皆様のご健康をお祈りしております！！
- ・東京保険医協会 副会長 吉田章

補足編：誰がマイナ保険証を望んでいるのか

- **政府のねらい**：医療DXの名のもとに、国民の診療情報を収集したデータベースは、従来政府が持っている国民の情報と連結され、他に教育歴、成育歴、各種資格他の連携計画も進行中。個人の様々な属性が政府の一手に握られることになる。社会保障個人会計による社会保障費削減他、真の狙いは隠されているものも多いと思われるが利活用の範囲は無限であろう。人権侵害の危険性は？憲法違反の可能性は？
- 注目すべきは顔認証による国民監視の強化の可能性。検査に利用は？
- **IT企業群**：（**巨大公共事業**としての側面）
 - NTT,NEC、富士通、日立、NTTデータなど
 - 制度開始までに1兆円以上、さらにメンテナンス料などが定期的永続的に見込める。

我が国のIT戦略の原点

2013年5月31日公布

マイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

2013年6月14日

世界最先端IT国家創造宣言 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

おそらく現在のIT戦略の原点が記載

「長期停滞し閉塞した我が国の経済を打破し、社会的課題を解決解決するため、IT戦略を成長の柱とし今後5年で世界最先端のIT国家になる」趣旨

世界最先端IT国家創造宣言

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 2013年6月14日

- ・ **バブル崩壊後**、我が国経済は、「失われた20年」とも言われる**長期の景気低迷**が続き、我が国の経済力は相対的に低下し、国際的地位は後退している。
- ・ 少子高齢化、人口減少、社会保障給付費の増大、エネルギーの安定供給など様々な課題に直面している
- ・ **経済社会全体が閉塞している**
- ・ 情報通信技術は(IT)は、あらゆる領域に活用される万能のツールとして、(中略)
- ・ 生産性の向上のみならず、…経済再生や社会的課題解決にも大きく貢献。
- ・ **「5年以内に世界最先端のIT国家になる」**が目標。
- ・ 我が国は、ICT世界競争ランキングにおいて、多くの国その後塵を拝している。
- ・ 課題先進国である我が国こそがITを経済成長のエンジンとして位置付け、…
- ・ 積極的かつ果敢にITを利活用することを宣言するときである。(抜粋、一部改変)

誰が望んでいるのか：経済界の動き

- ・ **新成長戦略(抜粋、一部改変) 経団連 2020/11/17**
- ・ (新たな経済成長にとって)死活的に重要なのがデータの活用 である。
- ・ 個人起点のヘルスケアの推進:個人が、リアルタイムに近い形で自身のライフコースデータ(胎児期から亡くなるまでの生涯にわたり発生するデータ)にアクセスし、医療従事者と共有しながら医療を受けたり、自身で健康管理をしたり、個人に合わせた予防行動や未病段階からの対応を可能にする。そのために、まず政府が、プライバシー保護やセキュリティ等に留意しながら、マイナンバー制度を活用し、企業も含めた各主体が持つライフコースデータをつなげる仕組みを整備する必要がある。

経済財政諮問会議での提言(2021.4.13)

- ・デジタル化の加速
- ・中西宏明(当時経団連会長、新浪剛史(経済同友会代表幹事)
他2名
- ・重点課題・(1) **マイナンバー制度の徹底活用**
- ・マイナンバーカードを健康保険証として使える措置は既に開始しているが、多くの医療機関で使えるように、読み取り機の普及を急ぐべき。各企業の健保組合において、**単独の健康保険証交付をとりやめ、完全な一体化を実現すべき。**

GAFAMなど

(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、マイクロソフト)

「医療データ開拓に迫る巨大IT 健康管理や創薬に変革の波」

日経新聞2022年2月20日

- 日本の医療データを早く出せとGAFAなど巨大ITが日本に迫っていると報じられている
- 英調査会社によるとデジタル医療の市場規模は2017年に4,000億ドルだったが巨大テックの参入で2024年には6,000億ドルまで成長する見込みとのこと。
- グーグルがAIを活用した創薬に乗り出すとすでに発表しているとのこと。

予想されるヘルスケアの変化		
	現在	2030年頃
医療提供の中心	医師・看護師	AI、デバイス
医療の内容	投薬、手術	病気の予防 個々に合わせた医療
担い手	病院	GAFAなど、非衣料分野の巨大企業
	薬局	
担い手	製薬メーカー	
	医療機器メーカー	小売企業チェーン(ウォルマート)

経済同友会の提言2022/4/8

データの利活用による経済成長と豊かな社会の実現に向けて

- ・ 昨年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格運用されているが、健康保険証との紐づけは国民の任意とされている上、現行の健康保険証はそのまま使い続けることができる。そのため、マイナンバーカードの普及効果はあまり期待できない。
- ・ まず**健康保険証とマイナンバーカードを統合することにより**、すべての国民が常時マイナンバー及びマイナンバーカードを携行する体制を作るとともに、すべての行政手続きもマイナンバー又はマイナンバーカードによる認証を義務づけることで、国民が使用するシーンを拡大すべきと思慮する。

骨太の方針2022(経済財政運営と改革の基本方針)2022/6/7

(社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進)

- オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。「**全国医療情報プラットフォームの創設**」、「電子カルテ情報の標準化等及び「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。

PHRサービス事業協会2022年6月

- 前掲骨太の方針で全国医療情報プラットフォームの創設が盛り込まれた直後の6月20日、準備会が立ち上げられ、2023年7月10日正式に活動を始めている。同プラットホームの左側にマイナポータルとその下にPHR事業者の記載がある。個人におけるプラットホームの情報とログデータをつなぎ疾病予防、健康増進をめざそうというものである。
- 構成企業
- 株式会社 Welby、エーザイ株式会社、株式会社エムティーアイ、オムロンヘルスケア株式会社、KDDI 株式会社、塩野義製薬株式会社、シミックホールディングス
- 株式会社、住友生命保険相互会社、SOMPOホールディングス株式会社、TIS株式会社、テルモ株式会社、日本電信電話株式会社、株式会社 FiNC Technologies、
- 富士通株式会社、株式会社 MICIN

製薬業界

「製薬企業における健康医療データの利活用に関する期待と課題」

日本製薬工業協会 2022/9/22

次世代医療基盤法では、医療データの利活用にあたっては個人を特定できないよう匿名加工する必要がある。しかし、同協会としては、データそのものが加工されており真正性が失われるため、不十分であるとし、次の事項を要望している。

- 1: クラウドベースの電子カルテを普及させ、創薬にも資するデータ項目の標準化をはかること。
- 2: データ連携にはマイナンバーを活用する。
- 3: データ基盤(国が一括で管理し利活用できる基盤構築、ライフコースデータの利活用基盤構築(健診、検診、死亡情報及び死者データ、PHR 等も)

河野デジタル大臣 2022年10月13日

「保険証を2024年秋までに廃止する」

- ・閣議決定(同年10月28日)に先行
- ・所管の厚労大臣にも先行して発表
- ・10月13日以前に保険証廃止を検討、決定した正式な会議はない、(国会、立憲民主党ヒアリングで判明)
- ・政府として正式な会議を経ず保険証廃止とその時期が決定されている！！

「納期を守れ」

- ・ 東京新聞2023・8・15より
 - ・ 「経済同友会の新浪剛史代表幹事が
政府が健康保険証の廃止を目指す

24年秋について

「納期、納期であります」

「納期を守るのは日本の大変重要な文化ですから(政府は)ぜひとも保険証廃止を実現するよう、納期に向けてしっかりやっていただきたい」

と発言、波紋を広げている

（マイナンバー）カード化の問題、雄政権がかたくなに守る来年秋の保険証廃止。この問題で、経済同友会の新浪剛史代表幹事が、廃止時期を「納期」として、「納期を守るのは日本の大変重要な文化」と発言、波紋を広げている。あたかも財界が政府に保険証廃止を要求しているようにみえるからだ。一体どういう背景からこうした発言が飛び出したことか。（岸本拓也、安藤恭子）

来秋 保険証廃止 「納期守れ」の怪

同友会・新浪氏の発言波紋



経済財政諮問会議を終えて記者団の取材に応じる新浪剛史氏=7月20日、首相官邸で

納期発言は六月二十八日
の記者会見で飛び出した。
会見冒頭で、新浪氏は「質
問があるだろなと思
て」と持論を語り始めた。
「デジタル社会において
マイナンバーはインフラ中
のインフラ」と訴え、「ミ
スがあるからやめましょう
とかやっていたら、世界か
ら一周、一周遅れのデジタ
ル社会を取り戻すことはで
きない」と強調。政府が健
康保険証の廃止を目指す二
〇一四年秋を「納期、納期
であります」と位置付け、
「民間はこの納期って大変
重要で、必ず守ってやり遂
げる。これが日本の大変重
要な文化でありますから、
（政府は）ぜひとも保険証
廃止を実現するよう、納期
に向けたやり方で、
ただきたい」と、納期とい
う言葉を連呼した。
六月末は、マイナ保険証
に他人の情報がひも付けられ
るなど、トラブルが次々
と発覚した。制度への
不安が高まる中で、保険証
廃止を推進する姿勢は、世
間離れてしているようにも見
える。新浪氏とは、一体ど
ういう経済人なのか。
「異色のサラリーマン出
身経営者」と評するのは経

濟ジャーナリストの磯山幸氏。「もともと三菱商事出身で、ローソンに行って経営を立て直したこと」でセリマ経営者と呼ばれるようになった。その後、サントリーに転身して、ブロッガーや経営者としての色彩を強めた。サラリーマンからブロッガーや経営者になった珍しいケースだ」と解説する。

時の政権とも良好な関係にあり、安倍、菅、岸田の三政権で経済政策の司炉塔議の有識者議員を一四年から兼任している。

華麗な経歴をよそに、この発言は物議を醸してきました。二二年に「法律で認られていない「四十五歳年制」を提唱し、「中高年リストラ策だ」と批判を浴びた。今年六月には、政府が児童手当の所得制限廃除を決めたことに「大反対だ」と批判した。

一方、「最低賃金千五百円を目指す」ジョンが「シヨン要」と賃上げを求め、同性婚の法制化についても「多様性の中で認めていくべきだ」と述べるなど、リベラル

「世界の潮流とは相違　ＩＴ利権？」

そもそも企業間での「納期厳守」と、幅広い国民を対象とする政府の政策の「実施時期」を同列にどう考える感覺はどうなつか。白鷗大の石村耕治名誉教授（情報法）はいぶかる。「G7（先進七国）で、日本のように皿税を費やすて官製のICカードに保険証を一体化させている国はない。カードがないとデジタル社会に対応できないといふのはまやかだ。経済界はこうした世界の潮流を知っているはずなのに前向きなのは、IT利権があるからではないか」

日本のDXの根本的問題点1 デジタル技術が劣っている

- ・スイスの国際経営開発研究所(IMD)の調査
 - ・国際デジタル競争ランキン
グ2024
 - ・世界の67か国、地域中
 - ・総合第31位
- ①知識分野における「国際経
験」と「デジタル・技術スキル」
と
- ・②将来への準備分野におけ
る「機会と脅威を把握する力」
と「企業の機敏性」では
 - ・67か国中最下位

今後5年で世界最先端のIT国家なると宣言した12年後
の結果がこの惨状！

日本のDXの根本的問題点2

政府の情報基盤を外国企業が運営

ガバメントクラウドに採択されたクラウドサービス							
事業者	クラウドサービス	採択された年月	本番アカウント数		システム数		
			国	自治体	国	自治体	
米亚马逊・ウェブ・サービス	Amazon Web Services	2021年10月	73	89	52	50	264, 91.7%
米グーグル	Google Gloud	2021年10月	0	8	0	8	16, 5.6%
米マイクロソフト	Microsoft Azure	2022年10月	2	0	2	0	2, 0.7%
米オラクル	Oracle Cloud Infrastructure	2022年10月	0	3	0	3	6, 2.1%
さくらインターネット	さくらのクラウド	2023年11月	—	—	—	—	

DXが進むほど国が貧しくなる？

- ・ 日本は「デジタル小作人」 GAFAMの利用が円安要因に（日経BOOKPLUS2024.7.18）
- ・ 今の日本は「仮面黒字国」、戻らぬ円とデジタル農奴がもたらす終わりなき円安
- ・ (JBPRESS2024. 2. 13)
- ・ DXが進むほど国民のプライバシーが外国にわたる危険性も！

医療DXは中止し見直すべきである

- ・ 政府は、我が国の長きにわたる経済停滞を打破し、少子化、労働人口の減少他の課題解決のためITを活用することをめざしている。技術力で劣っているにもかかわらず、5年で最先端のIT国家にめざすと焦ったため、制度設計自体が不完全で、省力、コスト削減どころかその真逆の結果になっている。
- ・ また、国内の技術力が育たないまま制度を進めているため、制度の根幹であるクラウドシステムを外国企業に委ねてしまう事態を招いている
- ・ 医療DXは国のIT戦略の一貫で、十分議論がなされないまま強行されようとしており、マイナ保険証もその歪みの表れである。情報システム学会が指摘するように欠陥だらけのマイナカードの普及と医療情報を集めるために無理やり医療現場に導入されたが、数々のトラブルをおこしており、国民皆保険制度が揺らぎかねない事態になっている。このまま進めば、国民のプライバシーが蹂躪されることにならないか。医療DXはいったん中止し見直すべきであると考える

診療情報共有化=より良い医療は成立するのか？（補足）

計画によれば、各医療機関の電子カルテから集められた医療情報は全国医療情報プラットホームに集積され、個人の生涯にわたる連続的な病歴が全国の医療機関で利用可能」になる。

利用する側にとっては便利・有用だが利用される患者さんにとってはどうか。

患者側のプライバシーが無い状態に等しくないか。

患者さんにとって知られたくないことが知られてしまう危険性。

勿論、人によって様々だろうが、共有化したくない方もいるであろう。

そもそも医療機関の電子カルテの中味は患者さんの診療情報、最も機微性に富むプライバシーが詰まっている。みだりに集めてはならないはず。医師の守秘義務にも抵触しかねない。（ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言）

* 病歴は差別につながりかねない！！

「医療DXのメリット」はメリットといえるか？（補足）

DXとは、Digital Transformationの略称で、デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える(Transformする)ことである。(情報処理推進機構DXスクエアより)
☆医療の形、スタイルを変えるほどのメリットなのか

＜医師の意見＞

- ・ 救急時に、レセプト情報から受診や服薬の状況が把握され、迅速に的確な治療を受けられる→参考にはなるが、これを頼りに診療するわけではない、あくまでも目の前の患者さんの病態を把握することが重要。
- ・ 薬の重複などが減る→お薬手帳で十分、タイムラグもない
- ・ 心肺蘇生に関する自分の意思が関係者に共有され、自らや家族が望む終末期医療を受けることができる→過去の思いが続いているとは限らない。有害な場合も。
- ・ そのほか過去に受けた診療内容をすべて共有されてしまう。選択権、削除権なし。
- ・ 先入観は逆にマイナスの面も。等々
- ・ **医療的にはDXとは言い難い**

付録3: サイバー被害、情報流出被害

「社労夢」2023年6月

社会保険労務士業務支援システム国内最大手

一ヶ月以上業務障害さらに800万人分(マイナンバーを含む)個人情報流出の可能性

NTT西日本 2023年10月

派遣社員により900万人分の情報が流出

日本の防衛システムが被害の可能性 2023年8月

<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230808-OYT1T50083/>

内閣府サイバーセキュリティセンター(NISC)がサイバー攻撃を受け内部情報が漏れていたと2023年8月4日公表されている

2024年 HOYA,KADOKAWAの他

5月イセトー:徳島県他9自治体と日本生命ほか13企業、計150万件が流出

2025年9月アサヒグループがランサム攻撃による大規模被害、続けて1月にはASUKULも

オンライン資格確認システムは安全か？

- ・システム完成時には全国の医療機関、薬局がネットワークでつながることになる。
- ・ネットワークはIP-V6という専用線を使い安全とされているが、末端では、クラウド型の電子カルテや医療機器のリモートメンテナンスなどでインターネットにつながっている施設もある。
- ・一か所からでもマルウェア（ウイルス）が入った場合ネットワーク全体に拡がり日本全体で医療がストップする危険はないのだろうか？また全国民の医療情報が漏洩する危険性も孕んでいる。
- ・サイバー攻撃などへの防御の責任は政府ではなく、各医療機関に課せられているのが現実。

監視社会とマイナンバー制度

としまる
toshi@jca.apc.org

1. 個人データ 100 年をどう守る？⇒100 年の権利を保障できる法律は存在しない。
2. 個人というものは存在しない。他者との相互関係のなかに「個人」がある⇒個人データを保護するには私が関わる全ての人の個人データも保護しなければならない。
3. 匿名性の重要性⇒差別・選別の監視社会では、匿名であることによって、この差別・選別を回避するしかない。
4. 暗号の重要性⇒コミュニケーションの内容は差別・選別のデータとなる。暗号化は、この差別・選別を回避し自由を確保する
5. 情報収集と差別・選別の構造 情報を渡すということの意味

医療サービスを受けることは生存の基本的な権利である。必要な医療サービスは匿名でも構わないはずだ。⇒健康保険の制度は、この制度を受けられる者とそうでない者を選別する。誰もが平等に医療サービスを受けられるなら健康保険の制度は不要だ。

学校では、試験で評価を点数化して学生を管理する。この管理のために膨大なデータを収集する。「学ぶ」という行為に、この数値化あるいはデータ化は何の機能も果たしていない。何をどのように学ぶのかは、学ぶ主体が自分で決めることだ。

職場では、働くという行為が数値やデータで評価され、賃金に反映される。労働市場もまた、データ化を通じて人々の間に差別と選別のメカニズムをもたらす。

政府は、国民か国民でないかで選別し、更に国民ではない人々を、在留資格や出自、技能などで詳細に選別する。国民もまた、「国民の権利」の受益者であるためには、詳細なデータによって選別される。

もし、すべての公共サービスが国籍や所得などに拘わらず、皆平等に享受できるなら、人々をデータで選別したり資格を確認するなどということは必要なくなる。この意味での、社会的な平等こそが、人々の本当の意味での自由を保障する土台になる。自分が何者であるのかを気にかけることなく、公共サービスを受けられ、企業の労務管理に縛られない自由な働き方(サボり方)ができ、国籍に縛られないで居住地を選択できる自由が得られる。

しかし、この意味での自由には、思想信条、言論表現の自由などは含まれない。この意味での自由は上記の 3 と 4 の条件が必須になる。

マイナンバーカードと在留カードの「統合」について

2026年度から、3か月以上日本で暮らしている「外国人」に交付される「在留カード（特別永住者証明書（カード）を含む）」（出入国管理庁が発行・交付。以下入管庁と表記）に、マイナンバーカード（国と自治体の共同機関が発行、市町村が交付）の全機能を「統合」する（任意で自己申告）ことができるようになるため（「特定在留カード：右図参照：<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>」）、数年前から、移住者と連携するネットワークの古屋哲さんなどと、私的な情報交換グループを形成して、この「統合」の問題について考えています。

■「外国人」の管理（個人情報の収集・利活用）と

外国人を含む「地域住民」の管理（個人情報の収集・利活用）

次ページの2つの図は、昨年10月末に発行された論文集に、古屋

さんが寄稿した「入管制度再編の現段階について」という論考からの引用です（古屋論文やこのテーマに関心のある方は、末尾記載の西邑のアドレスまで、メールでご連絡ください）。

「別紙2」は、入管行政（外国人の管理）に、どのように「マイナンバー制度」によって収集される個人情報が「転用・利活用」されているかを、簡易なフロー図で示したもので。すぐにわかるように、入管行政には「マイナンバー制度」で収集・管理されている個人情報が大量に「利用」されています（この数年で法制度が整備がされてきました）。

この図には書かれていませんが、「マイナポータル・公的個人認証による個人情報の（民間を含む）提供」などは、日本人と同様に行われています。さらに、法的な根拠を整備した上でのマイナンバーシステム内部での行政機関間の「情報連携」では、「外国人住民の個人情報」を入管庁の「入管行政システム」が独自の目的で受け取るケースもあります。

「マイナンバーシステム」とは関係なく、「入管行政システム」が民間機関や教育機関、警察などから外国人の個人情報を収集（交換）していることも、ここには描かれています。

この図は「外国人の管理」に特化して描かれているため、「マイナポータル」や「公的個人認証」などのシステムが省略されています。また「マイナンバー制度」による「情報連携」の仕組みの存在も明示的ではありません。

このため、この図に描かれた情報を含めて、マイナンバー制度（個人情報の収集・利活用の制度とシステム）の側から、「個人情報の利活用の「制度・政策の全体像」や、その「目的」について考えるために、法制度・政策・システム設計の詳細について調査・分析すること、それらにもとづく詳しいフロー図の作成が、次の課題になっています。

■「入管システムデータベース」と「戸籍データベース」（別紙3）

「戸籍」もこの図には描かれていませんが、「日本人の住民票」が「戸籍データベース」に記録された「（日本人の）法的身分」と強くひも付けられていることに対応して、「外国人の住民票」は「入管情報システムデータベースに記録された外国人の法的身分」——特に「在留期限」の情報とひも付けられ、その登録内容（在留期限）は、「入管システム」から自動的に自治体の「住民票システム」に通知され、「住民票の有効性」に強い影響を与えています。

そのような意味で「戸籍」（敗戦後の「民主化」のなかで「身分差別」的な戸籍の機能はかなり解体されました）と「入管情報システム（のデータベース）」はよく似た機能を持っています。これらの政治的（差別的）イデオロギーの関係を、自民党政の保守性と「（最先端を目指す）IT政策」との関連の中で考えることも必要でしょう。

「外国人の法的身分」は特に「就労資格・居住資格」などを中心に、詳細に規定され、「国（入管庁）から外国人に付与」されています。この「外国人の法的身分」の階層的（差別的）な詳細を図解したものが、次ページの「別紙3」です。

■「マイナカード」を利用する個人（日本人・外国人）のコントロール

「マイナンバーカード」と「在留カード」の統合は、単に物理的な一枚のカードに、それぞれ独自に「マイナンバーカードの機能」と「在留カードの機能」が記録（インストール）されるだけで、物理的なカードの内部でこれらのカード機能が結びつくことはないようです（これは、他の「カードの統合」と同じです）。入管庁のホームページの説明では、統合の目的は「利用者の利便性」です。「入管制度」は「外国人労働力の導入」にシフトして、近年本質的な転換を進めていました。そのような時期に行われる「カードの統合」は、日本人、外国人に関わりなく、「個人情報」の、民間を巻き込んだ「国による利活用」を象徴する仕組みのひとつ、「国の側の利便性」の提供を目的とするものだと思います。

在留カードとマイナンバーカードがひとつになったカードが利用できるようになります！

Coming soon—A card that integrates residence card and My Number card functions!

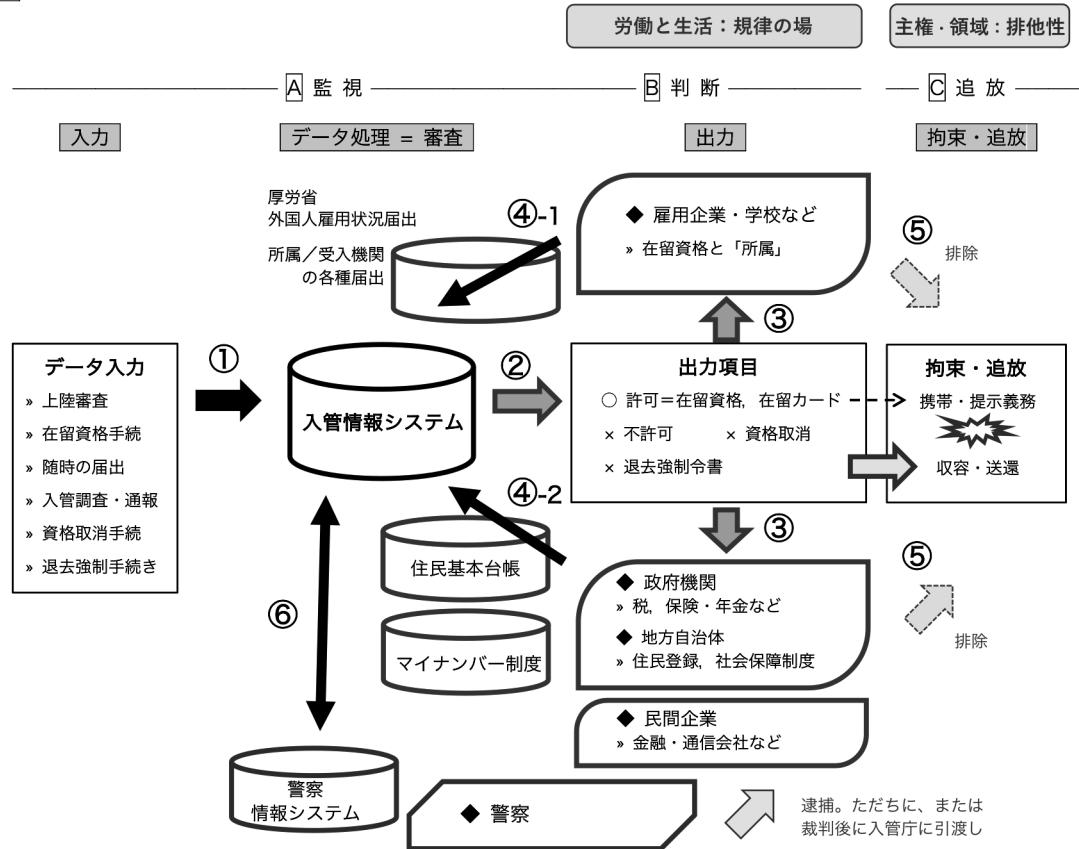


古屋哲「入管制度再編の現段階について－出入国管理と労働力再生産－」より

『移住労働者とその家族の人権－国際基準に基づく法基盤整備をめざして』

薬師寺公夫・小畠郁編 信山社刊 2025.10.31 収録

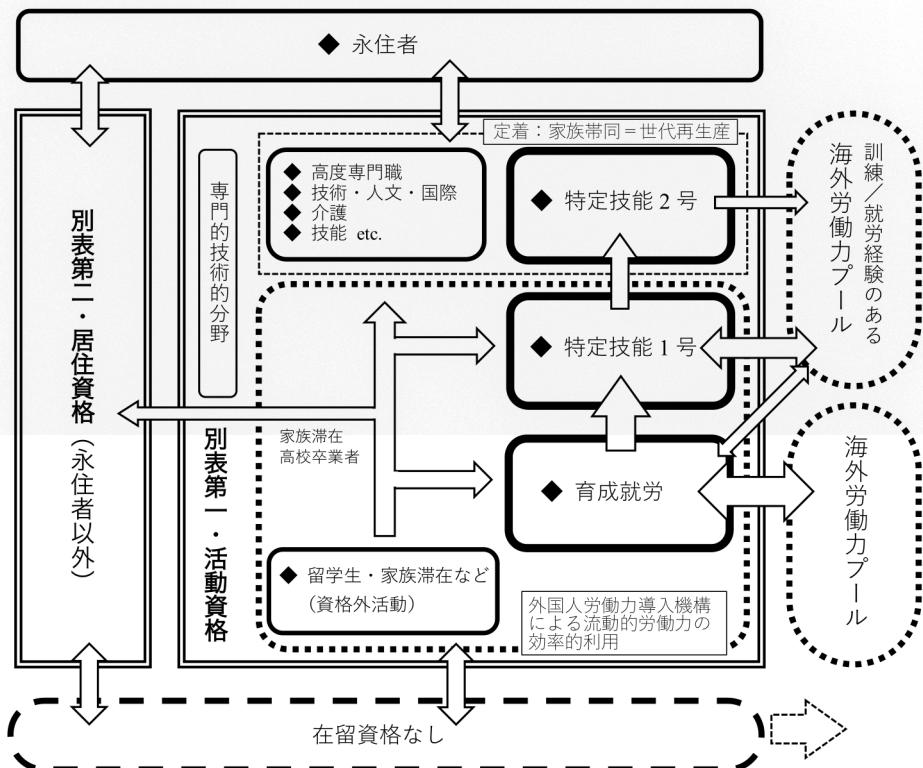
別紙2 図4 社会のなかの入管制度 ——社会的諸機関の動員 (395ページ)



別紙 3

図5 「キャリアパス」を組み込んだ在留資格の体系 (406 ページ)

* 用語の一部を修正した（「資格外就労」→「資格外活動」）



=====

YouTube上のビデオ公開についての簡単な報告

=====

●こばと通信が独自制作公開したビデオ

<https://www.youtube.com/@KobatoTimes/videos> (全ビデオ一覧)
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLRpKpdmRskErd3f6qPUI5BPS-9MFHniXi>
(マイナンバー・マイナ保険証ビデオ一覧：ここに含まれていないビデオもあります)

●視聴回数 (いらないネット主催または関連のイベントのみカウント)

*ライブ配信とビデオ配信がダブっている場合あり。

集計期間 2022年12月～2025年12月

いらないネットの街頭アピールのビデオ 35件

集会・省庁交渉など 40件以上

合計 76件以上

*これらの他に、YouTube上のいらないネット独自アカウントに
運動のアーカイブとして収録されているビデオがあります。

*いらないネットホームページにも、独自編集のビデオが公開されて
います

これらは、以下の集計等の対象外です

●ビデオの視聴回数 (関心の高かったビデオ)

54,000 回 厚労省・総務省ヒアリング (2024/09/26)

16,412 回 JR新宿駅南口 2023/06/10

*サムネール：「マイナンバー～あなたの身を守る方法」

10,856 回 Vote! マイナ保険証【賛成?／反対?】横浜で投票したら 2024/05/19

5,771 回 訴訟◆お医者さんも怒ってる！

5,602 回 JR新宿駅南口 2023/07/01

*サムネール：「トラブルではなく、もう「事件」」

3,555 回 高市政権と監視社会とマイナンバー 2025年11月23日

3,492 回 意見を送ろう★健康保険証をなくすな!!厚労省パブコメ 2024/06/12

2,829 回 聞きたいこと 知りたいこと 徹底討論 (なかもりさん) 2024.10.26

⋮

○初期の時期の視聴回数は400～1000回程度。

その後300～600回程度を上下します。

SNSでの拡散、マスコミ報道などの影響で、1000回視聴を超えることが
しばしばあります。

○上記には含まれていませんが、いらないネットが公式に参加していない
集会などの場合、主催団体の規模の大きさが、端的に視聴回数に反映します。

●YouTube上でマイナンバー制度・マイナ保険証などをはっきりと批判する

「解説ビデオ」などの場合、視聴回数はコンスタントに数万～数10万回を
記録している。

・視聴回数と番組の長さ（時間）は基本的に関係がない（こばと通信の傾向と同じ）

・解説者はマスコミやSNSでの知名度の高い評論家、ジャーナリスト
など。

「シナリオ」がよくくふうされていて、「説明」がわかりやすいが、かなり高度
な内容を含むこともある。音声の聞き取りやすさ、映像のみやすさ、ビデオ編集
技術（場面の構成など）などの高さが、「信頼感」を支えている。